

令和5年第2回（3月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第15号	令和4年度上越市一般会計補正予算(第8号)	国保年金課ほか	1～11
議案第16号	令和4年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	国保年金課	12～13
議案第19号	令和4年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		14
議案第32号	上越市国民健康保険条例の一部改正について		15～16
議案第33号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課	17～36
議案第35号	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について	こども課	37
議案第36号	上越市子ども・子育て会議条例の一部改正について		38
議案第43号	上越市保健センター条例の一部改正について	健康づくり推進課	39
議案第48号	財産の無償譲渡について	保育課	40～41
議案第4号	令和5年度上越市一般会計予算	国保年金課ほか	42～110
議案第5号	令和5年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	111～120
議案第8号	令和5年度上越市後期高齢者医療特別会計予算		121～126

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P80~P81)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,392,131	△7,657	2,384,474

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,129	負担金補助及び交付金	
一般財源	△9,786		△10,496
		繰出金	2,839

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合の決定に基づき、事務費負担金及び療養給付費負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	357,636	2,129	359,765
一般財源		2,034,495	△9,786	2,024,709
合計		2,392,131	△7,657	2,384,474

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	事務費負担金	88,054	△5,284	82,770
	療養給付費負担金	1,789,669	△5,212	1,784,457
繰出金	後期高齢者医療特別会計 繰出金	514,408	2,839	517,247
合計		2,392,131	△7,657	2,384,474

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P82~P83)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	561,926	△18,634	543,292

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△6,212	扶助費	△18,634
一般財源	△12,422		

【補正理由】

児童扶養手当給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	185,920	△6,212	179,708
一般財源		374,965	△12,422	362,543
合計		560,885	△18,634	542,251

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	557,760	△18,634	539,126
合計		557,760	△18,634	539,126

<支給対象延べ世帯数>

(単位：世帯)

当初	実績見込み	比較増減
7,054	6,846	△208

歳出科目 (P82~P83)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,524,641	△27,059	2,497,582

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△17,613	扶助費	△27,059
県支出金	△5,030		
一般財源	△4,416		

【補正理由】

児童手当費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,741,761	△17,613	1,724,148
県支出金	児童手当交付金	384,726	△5,030	379,696
一般財源		392,896	△4,416	388,480
合 計		2,519,383	△27,059	2,492,324

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,511,230	△27,059	2,484,171
合 計		2,511,230	△27,059	2,484,171

<支給対象延べ児童数>

(単位：人)

当 初	実績見込み	比較増減
227,754	225,249	△2,505

歳出科目 (P82~P83)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業	348,918	△57,700	291,218

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△54,356	負担金補助及び交付金	
一般財源	△3,344		△57,700

【補正理由】

所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金について、支給対象者が見込みより少なかったことから予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金	174,459	△28,850	145,609
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	134,115	△25,506	108,609
一般財源		3,344	△3,344	0
合計		311,918	△57,700	254,218

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金	345,800	△57,700	288,100
合計		345,800	△57,700	288,100

<支給対象者>

(単位：人)

① 所得の少ないひとり親世帯	児童数		
	当初	実績見込み	比較増減
ア 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1,660	1,660	0
イ 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	99	80	△19
ウ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	161	76	△85
② ①以外の市民税非課税の子育て世帯	1,538	1,065	△473
合計	3,458	2,881	△577

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P82～P83)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	1,914,660	△42,565	1,872,095

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	2,266	給料	△41,742
県支出金	13,109	職員手当等	△12,074
一般財源	△57,940	共済費	△11,969
		委託料	663
		工事請負費	22,557

【補正理由】

会計年度任用職員の人件費及び通園バス運行業務委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するとともに、通園バスの安全装置設置に係る国の補助金の内示見込みにあわせて、財源の組替えを行うもの

国の補正予算を活用して、ICTを活用した保育の業務システムを導入するため所要額を増額するもの

【補正内容】

会計年度任用職員人件費及び通園バス運行委託料の予算整理等
(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金※	0	2,266	2,266
一般財源		980,447	△71,051	909,396
合計		980,447	△68,785	911,662

※通園バスの安全装置に係る保育対策総合支援事業費補助金の補正額 6,991 千円のうち 2,266 千円を本事業へ充当する

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
給料	現業会計年度任用職員給料	588,658	△41,742	546,916
職員手当等	現業会計年度任用職員期末手当	153,311	△12,074	141,237
共済費	会計年度任用職員共済組合等負担金	183,014	△11,969	171,045
委託料	通園バス運行業務運行委託料	55,464	△3,000	52,464
合計		980,447	△68,785	911,662

保育業務支援システムの導入

・国の補正予算を活用した事業 26,220

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
県支出金	デジタル田園都市国家構想交付金	0	13,109	13,109
一般財源		0	13,111	13,111
合 計		0	26,220	26,220

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	保育業務支援システム委託料	0	3,663	3,663
工事請負費	公立保育所 I C T環境整備工事	0	22,557	22,557
合 計		0	26,220	26,220

(実施内容)

公立保育園 11 園に保育業務支援システムを導入するため、W i - F i 環境を整備するとともに、システムの運用を開始する。

① システム概要

保育 I C Tクラウドサービスによる保育業務支援システムを導入し、保育現場の業務省略化及び効率化により「保育の質の確保・向上」を図るとともに、保護者の利便性を向上させる。

② システムの機能

- ・児童の登降園及び職員の勤怠管理
- ・保護者連絡
- ・指導案・日誌作成
- ・シフト管理ほか

③ 令和 5 年度導入 11 園

- ・南新町保育園 ・東本町保育園 ・やちほ保育園 ・有田保育園
- ・たにはま保育園 ・うらがわら保育園 ・はまっこ保育園 ・まつかぜ保育園
- ・南川保育園 ・中郷保育園 ・いたくら保育園

④ その他

システム導入園へのタブレット配置及びインターネット使用に係る経費は令和 5 年度当初予算で対応

歳出科目 (P82~P85)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	4,050,665	△286,517	3,764,148

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△82,341	委託料	△88,784
県支出金	△54,540	負担金補助及び交付金	△675
寄附金	3,000	扶助費	△197,058
	一般財源		△152,636

【補正理由】

児童保育委託料及び認定こども園施設型給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するとともに、企業版ふるさと納税により寄附金が増となったことから財源の組替えを行うもの

私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金について、国が示した補助基準額に基づき予算を整理するとともに、通園バスの安全装置設置に係る国の補助金の内示見込みにあわせて、財源の組替えを行うもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	1,709,684	△87,066	1,622,618
	保育対策総合支援事業費補助金※	0	4,725	4,725
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	735,328	△44,434	690,894
	私立保育所等施設型給付費地方単独費用県費補助金	79,984	△10,106	69,878
寄附金	私立保育所等運営費寄附金	0	3,000	3,000
一般財源		1,112,539	△152,636	959,903
合計		3,637,535	△286,517	3,351,018

※通園バスの安全装置に係る保育対策総合支援事業費補助金の補正額 6,991 千円のうち 4,725 千円を本事業へ充当する

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	児童保育委託料	1,493,583	△88,784	1,404,799
負担金補助及び交付金	私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金	7,400	△675	6,725
扶助費	認定こども園施設型給付費	2,136,552	△197,058	1,939,494
合計		3,637,535	△286,517	3,351,018

歳出科目 (P84~P85)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	448,992	△23,071	425,921

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△10,709	委託料	△7,007
一般財源	△12,362	負担金補助及び交付金	△16,064

【補正理由】

障害児保育委託料及び保育環境改善等事業補助金について、決算見込にあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保育対策総合支援事業費補助金	40,183	△10,709	29,474
一般財源		103,253	△12,362	90,891
合 計		143,436	△23,071	120,365

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	障害児保育委託料	103,680	△7,007	96,673
負担金補助 及び交付金	保育環境改善等事業補助金	39,756	△16,064	23,692
合 計		143,436	△23,071	120,365

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P84~P85)	3款2項5目	若竹寮運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
若竹寮管理運営費	243,216	△7,178	236,038

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△7,178	工事請負費	△7,178

【補正理由】

空調設備修繕工事費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	児童福祉施設等整備事業費補助金	15,345	△7,178	8,167

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	空調設備修繕工事	20,460	△7,178	13,282

提 出 課	健康づくり推進課
-------	----------

歳出科目 (P84~P85)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事 業 名	補正前	補正額	補正後
保健指導事業	17,379	28,918	46,297

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
県支出金	14,437	給料	921
一般財源	14,481	職員手当等	59
		共済費	187
		報償費	255
		旅費	119
		委託料	27,377

【補正理由】

働き盛りの世代を始めとする市民の健康診断の結果や日々の血圧、体重等を可視化し、生活習慣改善の動機付けと行動変容を促すことを目的とした、仕組みの構築に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
県支出金	デジタル田園都市国家構想交付金	0	14,437	14,437
一般財源		11,716	14,481	26,197
合 計		11,716	28,918	40,634

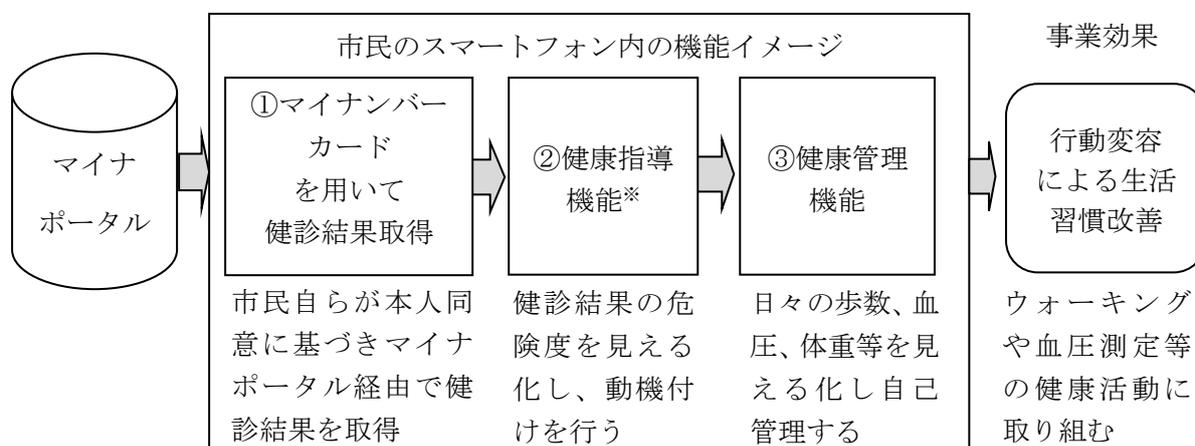
(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
給料	会計年度任用職員給料	0	921	921
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	959	59	1,018
共済費	会計年度任用職員共済組合等負担金	894	172	1,066
	雇用保険料	82	15	97
報償費	事業検討会委員謝金	1,140	255	1,395
旅費	事業検討会委員費用弁償ほか	377	119	496
委託料	健康DX事業委託料	0	27,377	27,377
合 計		3,452	28,918	32,370

【事業概要】

○健康DX事業とは

市民自らがマイナポータルでの健診結果を活用する仕組みを構築し、健診結果の可視化を行い、市民自身が身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、機能を通じてより健康な状態で生活できるよう支援するとともに、健康づくりポイント事業とも連動した取組を進める。



※健康状態等に応じて、必要な場合は対面による保健指導につなげる。

【事業スケジュール】

- 令和6年度以降の事業者及び市民を対象とした本格的実施に向けて、令和5年度は上半期に仕様の検討や仕組みの構築等を行った上で、下半期に一部の事業所において試行的に導入し、健康指導や健康管理の各機能の実証を行いながら運用につなげる。あわせて利用促進に向けて、チラシ、ポスターの配布や市公式SNS等で周知を行う。
- 保険者や、運動、食に関する民間の事業者等も加え、多角的なアプローチによる利用者の拡大を図るため、適宜、有識者、関係団体等との検討会を開催する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第16号
提出課	国保年金課

令和4年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険税収入が当初の見込みを下回ることから、減額するもの
- (2) 保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を増額するとともに、収支の均衡を図るため、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額するもの
- (3) 診療所特別会計の補正にあわせて、国保診療所の運営費補助が当初の見込みを上回ることから、繰出金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	2,917,529	△4,560	2,912,969
2	使用料及び手数料	1,854	0	1,854
3	国庫支出金	1	0	1
4	県支出金	13,065,994	7,754	13,073,748
5	財産収入	18	0	18
6	繰入金	1,206,271	4,560	1,210,831
	一般会計繰入金	1,181,166	25,946	1,207,112
	基金繰入金	25,105	△21,386	3,719
7	繰越金	112,652	0	112,652
8	諸収入	55,760	0	55,760
9	市債	1	0	1
	合 計	17,360,080	7,754	17,367,834

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	191,131	0	191,131
2	保険給付費	12,766,668	0	12,766,668
3	国民健康保険事業費納付金	4,024,524	0	4,024,524
4	財政安定化基金拠出金	1	0	1
5	保健事業費	194,235	0	194,235
6	基金積立金	56,345	0	56,345
7	公債費	1	0	1
8	諸支出金	97,175	7,754	104,929
9	予備費	30,000	0	30,000
	合 計	17,360,080	7,754	17,367,834

【補正額の内訳】

(歳入)

1 款	国民健康保険税	△4,560 千円	
	・一般被保険者国保税(現年課税分)		△4,560 千円
4 款	県支出金	7,754 千円	
	・保険給付費等交付金(直営診療施設に係る特別調整交付金分)		7,754 千円
6 款	繰入金	4,560 千円	
	・一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)		20,523 千円
	・一般会計繰入金(未就学児均等割保険料繰入金)		△548 千円
	・一般会計繰入金(財政安定化支援事業繰入金)		5,971 千円
	・国民健康保険財政調整基金繰入金		△21,386 千円

(歳出)

8 款	諸支出金(直営診療施設勘定繰出金)	7,754 千円	
	・診療所特別会計繰出金		7,754 千円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第19号
提出課	国保年金課

令和4年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を増額するもの
- (3) 後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回るほか、保険基盤安定負担金の交付決定に伴い増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	1,767,716	39,200	1,806,916
2	使用料及び手数料	100	0	100
3	繰入金	514,408	2,839	517,247
	保険基盤安定繰入金	476,848	2,839	479,687
	事務費繰入金	37,560	0	37,560
4	繰越金	36,291	0	36,291
5	諸収入	13,600	0	13,600
合 計		2,332,115	42,039	2,374,154

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	46,791	0	46,791
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,280,855	42,039	2,322,894
3	諸支出金	4,469	0	4,469
合 計		2,332,115	42,039	2,374,154

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	国保年金課

上越市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令の一部改正等を受け、出産育児一時金及び葬祭費の額を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 出産育児一時金の支給額を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に引き上げる。(第 6 条関係)
- (2) 葬祭費の支給額を 4 万円から 5 万円に引き上げる。(第 7 条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じる出産育児一時金及び葬祭費について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金及び葬祭費については、なお従前の例による。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 上越市国民健康保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48 万 8,000 円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、<u>48 万 8,000 円</u>に、3 万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第 7 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>5 万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40 万 8,000 円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、<u>40 万 8,000 円</u>に、3 万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第 7 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>4 万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

5 出産育児一時金の見直し内容

国民健康保険の出産育児一時金 40 万 8,000 円を 48 万 8,000 円に引き上げることにより、加算して支給している産科医療補償制度の掛金 1 万 2,000 円と

の合計の支給総額を現行の42万円から50万円に引き上げるもの。

産科医療 補償制度	支 給 額	
	改正案（令和5年4月1日～）	改正前（～令和5年3月31日）
加入医療 機関で出 産	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 488,000円（+80,000円） ・加算額（産科医療補償制度掛金分） 12,000円（増減なし） <hr/> 計 500,000円（+80,000円）	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 408,000円〔条例で規定〕 ・加算額（産科医療補償制度掛金分） 12,000円〔要綱で規定〕 <hr/> 計 420,000円
未加入医 療機関で 出産	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 488,000円 (+80,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 408,000円 〔条例で規定〕

※産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償を目的としており、1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みで日本医療機能評価機構が運営組織となり、民間保険を活用する形で平成21年1月から運用されている。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 3 号
提 出 課	保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等の事業者における書面の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するほか、家庭的保育事業所等において、児童の安全確保に関する計画の策定を義務付けるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 第 1 条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容
 - ア 特定教育・保育事業者等が記録、作成等を行うものや、保護者との間の手続等に関係するものについて、電磁的記録による方法を可能とする旨の規定を追加する。（第 5 条、第 3 8 条、第 5 3 条関係）
 - イ 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する。（第 2 6 条関係）
 - ウ 子ども・子育て支援法の引用条項を整備する。（第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 1 3 条、第 2 0 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、第 5 1 条、第 5 2 条関係）
 - エ その他文言を整備する。
- (2) 第 2 条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容
 - ア 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画を策定するとともに、職員に対し研修及び訓練を定期的実施するほか、保護者に対して取組の内容等を周知しなければならない旨の規定を追加する。（第 8 条の 2 関係）
 - イ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合に、利用乳幼児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認すること及び送迎用の自動車を運行する場合は当該自動車にブザー等の見落としを防止する装置を備えなければならない旨の規定を追加する。（第 8 条の 3 関係）
 - ウ 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する。（第 1 4 条関係）
 - エ 家庭的保育事業者等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施するよう努める旨の規定を追加する。（第 1 5 条関係）
 - オ 家庭的保育事業者等が記録、作成等を行うものについて、電磁的記録による方法を可能とする旨の規定を追加する。（第 5 0 条関係）
 - カ その他文言を整備する。

3 施行期日

- (1) 2(1)のア、イ及びエ並びに2(2)のウ、オ及びカの改正 公布の日
- (2) その他の改正 令和5年4月1日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条・<u>第54条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（利用定員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、0歳、1歳及び2歳の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（第53条_____）</p> <p>附則</p> <p>（利用定員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、0歳、1歳及び2歳の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保</u></p>

改 正 案	改 正 前
	<p><u>育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定</u></p>
(削除)	
(削除)	
(削除)	

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと</p>	<p style="text-align: center;"><u>教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと</p>

改 正 案	改 正 前
<p>認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額</p>	<p>認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>未満である者に対する副食の提供</p> <p>(7) <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円（特定教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。(イ)において同じ。）にあっては、9万7,000円）</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウにおいて同じ。） 5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、9万7,000円）</p> <p>イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(7) <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども又は<u>法第19条第2</u></p>	<p>未満である者に対する副食の提供</p> <p>(7) <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円（特定教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。(イ)において同じ。）にあっては、9万7,000円）</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウにおいて同じ。） 5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、9万7,000円）</p> <p>イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(7) <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども又は<u>法第19条第1</u></p>

改正案	改正前
<p>号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が9万7,000円未満であって、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下このウにおいて同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合に特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である者に対する副食の提供（ア及びイに該当するものを除く。）</p> <p>エ 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>5及び6 略 (運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>第26条 削除</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基</p>	<p>項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が9万7,000円未満であって、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下このウにおいて同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合に特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である者に対する副食の提供（ア及びイに該当するものを除く。）</p> <p>エ 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>5及び6 略 (運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基</p>

改 正 案	改 正 前
<p>準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 略 (特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条</u></p>	<p>準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 略 (特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号 _____</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号 _____</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、0歳、1歳及び2歳の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、0歳、1歳及び2歳の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____の規定による調整を行うに当たって、特定地</p>

改 正 案	改 正 前
<p>域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者_____として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>

改正案	改正前
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第</p>

改 正 案	改 正 前
<p>3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。 （特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号 に掲げる小学校</p>	<p>3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。 （特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号 に掲げる小学校</p>

改 正 案	改 正 前
<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則 <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電</u></p>	<p>就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</u></p> <p><u>ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>得</u>と読み替えるものとする。(追加)</p> <p>(委任)</p> <p>第54条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第53条 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則 (第50条・<u>第51条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則 (第50条<u> </u>)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)) を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u> </u>において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護</p>

改 正 案	改 正 前
<p>者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>（追加）</p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳</p>	<p>者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者 _____ として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。（追加）</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（削除）</p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p>_____</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>_____</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p><u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> (追加)</p> <p>(委任)</p> <p>第51条 略</p>	<p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>_____よ</p> <p>う努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 5 号
提 出 課	こども課

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

1 改正理由

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費を無料化する範囲を市民税非課税世帯の高校卒業相当の年齢まで拡充するもの

2 改正内容

- (1) 子どもの医療費を無料化する範囲を市民税非課税世帯に属する満 1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子どもに拡充する。(第 3 条関係)
- (2) 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

令和 5 年 9 月 1 日

4 上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(助成対象者) 第 3 条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア 略 イ 満 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子どものうち市町村民税非課税世帯に属する子ども (5) 略	(助成対象者) 第 3 条 略 (1)～(3) 略 (4) 略 ア 略 イ 満 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子どものうち市町村民税非課税世帯に属する子ども (5) 略

<参考>

(医療費等の助成)

第 6 条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額(妊産婦並びに第 3 条第 4 号ア及びイに掲げる子どもの保護者である受給資格者にあつては、当該支払額)を助成する。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第36号
提 出 課	こども課

上越市子ども・子育て会議条例の一部改正について

1 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

2 改正内容

条文中で引用する子ども・子育て支援法の条項を改める。(第1条、第2条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 上越市子ども・子育て会議条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第43号
提出課	健康づくり推進課

上越市保健センター条例の一部改正について

- 1 改正理由
名立保健センターについて、利用実態を踏まえ供用を廃止するもの
- 2 改正内容
名立保健センターの供用廃止に伴い、関連規定を削除する。（第2条関係）
- 3 施行期日
令和5年4月1日
- 4 上越市保健センター条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>三和保健センター</td> <td>上越市三和区井ノ口 329番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（削除）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		三和保健センター	上越市三和区井ノ口 329番地1	（削除）		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>三和保健センター</td> <td>上越市三和区井ノ口 329番地1</td> </tr> <tr> <td>名立保健センター</td> <td>上越市名立区名立大 町196番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		三和保健センター	上越市三和区井ノ口 329番地1	名立保健センター	上越市名立区名立大 町196番地
名称	位置																
（略）																	
三和保健センター	上越市三和区井ノ口 329番地1																
（削除）																	
名称	位置																
（略）																	
三和保健センター	上越市三和区井ノ口 329番地1																
名立保健センター	上越市名立区名立大 町196番地																

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第48号
提出課	保育課

財産の無償譲渡について

1 譲渡財産の概要

- ・名称 かすが保育園
- ・所在地 上越市春日山町1丁目3番23号
- ・種類 保育所
- ・区分 建物1棟
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- ・面積 1,901.64㎡
- ・台帳価格 425,915,640円
- ・建築年月 平成19年11月19日

2 譲渡先

社会福祉法人 上越妙高福祉会

3 譲渡する理由

かすが保育園は、令和4年4月の運営移管に伴い社会福祉法人上越妙高福祉会へ無償貸付しているが、令和5年度保育所等整備交付金を活用した施設改修をするため、建物を法人所有とする必要があり、同法人から無償譲渡を希望する意向が示された。

当該施設は平成19年度に市債を活用して建築しており、現在市が償還中であるが、関係機関に確認したところ繰上償還が不要であるとの回答を得た。これにより、譲渡に関する支障がないことから、当該施設を譲渡するもの

4 譲渡の方法

無償譲渡とする。

5 無償とする理由

建物の使用用途が保育事業であり、譲渡後も引き続き保育園の運営を継続することに公益性が認められるため。

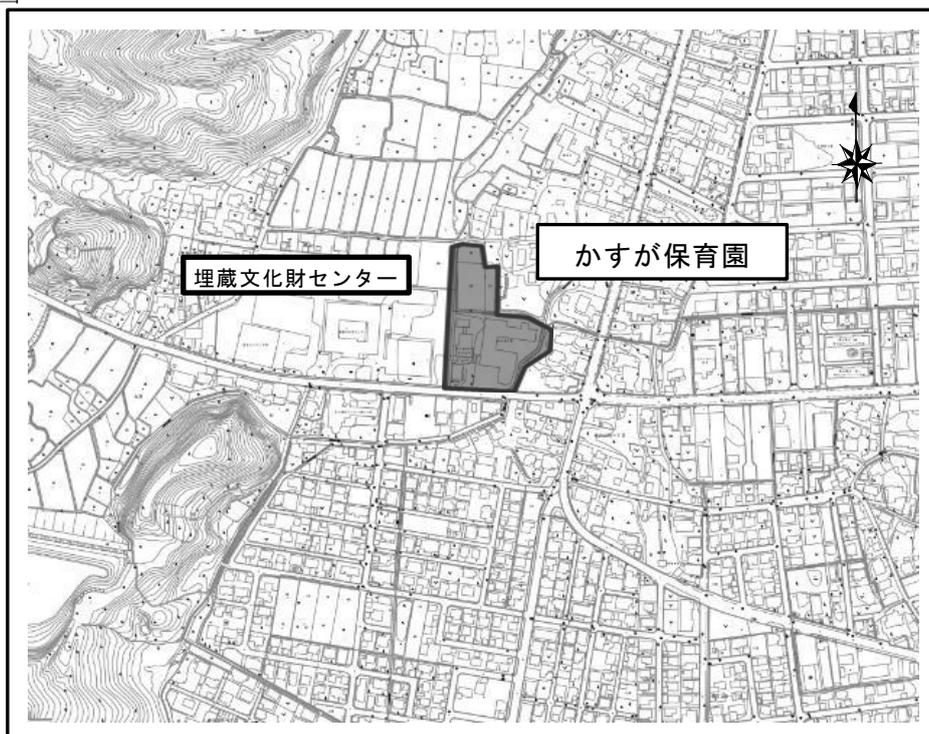
6 譲渡先との主な契約内容等

- ・移管前の保育内容の継続を基本とする。また、関係者調整会議での決定事項を忠実に履行すること。変更する場合は、関係者調整会議等の同意を得ること。
- ・開園日及び開園時間は、移管前の内容（開園日は祝日及び年末年始を除く月曜日から土曜日まで、開園時間は平日の午前7時30分から午後7時まで、土曜日の午前7時30分から午後5時まで）を下回らないこと。
- ・当該施設の譲渡の日から令和24年3月31日までの間、譲渡物件を保育事業の用に供しなければならないこと。
- ・指定用途を変更又は廃止するときは、事前に申請をし、市の承認を得なければならないこと。
- ・市の承認を得ないで指定用途を変更又は廃止したときは、違約金を徴収する。

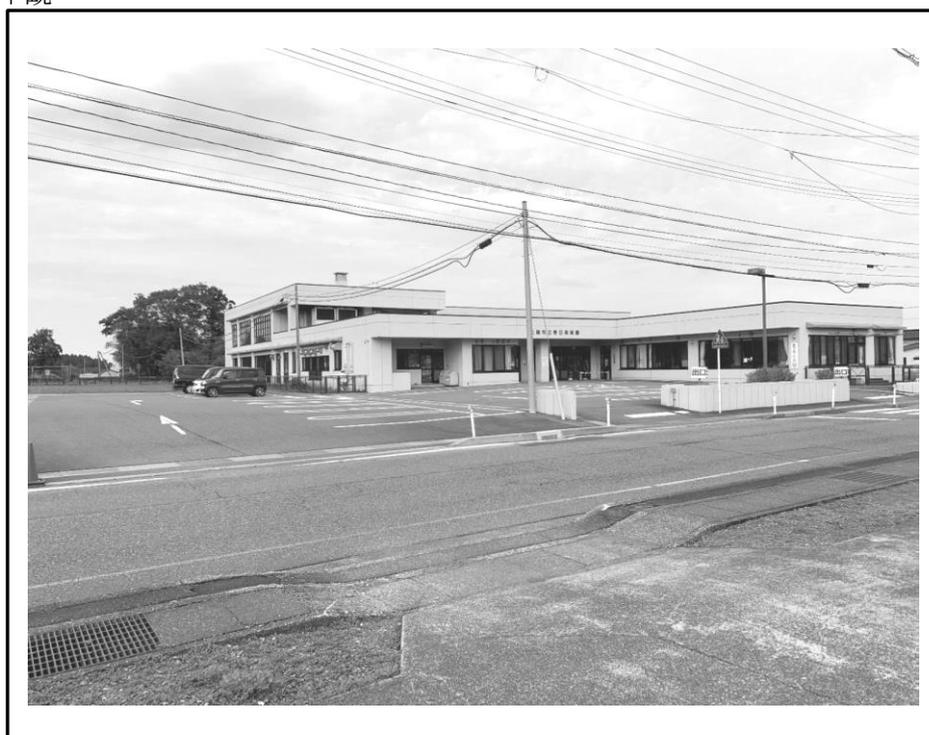
- ・契約の解除後、市が譲渡物件を使用する場合は、譲渡先が市に無償で譲渡する。
使用しない場合は、譲渡先の責任と負担により解体及び撤去する。
- ・譲渡財産の所在する土地については、無償貸付とする。
- ・備品については、無償譲渡とする。

7 譲渡予定日
令和5年4月1日

8 位置図



9 建物外観



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第4号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P176～P177)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	6,990	6,559	431

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,990	報酬	4,455
		職員手当等	908
		共済費	982
		旅費	175
		委託料	220
		使用料及び賃借料	124

【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の人などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<第1号被保険者数の推移>

(単位：人)

区分	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末
第1号被保険者数	14,655	14,386	13,806

歳出科目（P186～P187）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人医療対策事業	1,655	1,908	△253

主な財源		主な経費	
県支出金	591	需用費	1
繰入金	470	委託料	61
一般財源	594	扶助費	1,593

【目的】

65歳から69歳までのひとり暮らし又は寝たきりの人が、病気などにより通院や入院をした際の医療費自己負担額の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 対象者

後期高齢者医療制度の対象にならない65歳から69歳までの人で、常時ひとり暮らしで経済的に独立している人、又は3か月以上寝たきりで日常生活において介助を必要とする人で、前年中の合計所得が135万円以下の人

(2) 助成額

医療費の自己負担額について、本来の3割を2割に軽減するため、残りの1割を助成する。

なお、平成26年3月31日までに受給者となった人は、70歳から74歳までの前期高齢者の自己負担額が1割から2割に引き上げられたことに伴い、新たな負担増が生じないように経過措置として対象年齢を74歳まで延長し、自己負担額が1割となるよう残りの2割を助成する。

<ひと月の自己負担限度額>

(単位：円)

所得区分	外来	入院+外来
区分Ⅰ（住民税非課税世帯で年金収入80万円以下及び給与収入65万円以下の人）	8,000	15,000
区分Ⅱ（住民税非課税世帯で区分Ⅰに当てはまらない人）	8,000	24,600
一般（住民税課税世帯の人）	18,000	57,600

(3) 制度周知

広報上越や地域包括支援センター職員研修会等で制度の周知を図る。

(4) 受給者数等の年間見込み（受給者数は年間平均人数）

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
受給者数（人）	26	25	23	△3
助成件数（件）	936	932	833	△103
1人当たり助成額（円）	70,586	70,785	69,227	△1,359
助成額（千円）	1,836	1,770	1,593	△243

歳出科目 (P188～P189)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
後期高齢者医療制度運営費	2,548,302	2,390,415	157,887

主な財源		主な経費	
県支出金	373,249	負担金補助及び交付金	
諸収入	1,664		2,012,318
一般財源	2,173,389	繰出金	535,984

【目的】

当市の被保険者に係る保険給付や事務執行に必要な経費を負担するとともに、市の後期高齢者医療特別会計事業における事務費や保険料軽減分を繰り出すもの

【実施内容】

- (1) 事務費負担金 127,199
広域連合における事務費（被保険者証作成等業務委託料や電算システム賃借料などの共通経費）を負担
- (2) 療養給付費負担金 1,885,119
当市の保険給付費総額（見込額）に対する負担
- (3) 後期高齢者医療特別会計繰出金 535,984
 - ・後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 38,317
 - ・保険基盤安定繰出金 497,667
 保険料の軽減分相当額 県負担金 373,249 (3/4)、市負担額 124,418 (1/4)

<当市の1人当たり保険給付費>

	令和3年度	令和4年度 実績見込み	令和5年度 予算
被保険者数（人）	31,939	32,828	34,220
保険給付費総額（千円）	21,807,773	22,857,972	24,030,276
1人当たり保険給付費（円）	682,794	696,295	702,229

<広域連合の予算規模>（一般会計：15億8,135万円、特別会計：2,795億4,971万円）

	広域連合（県全体）	上越市
被保険者数（人）	391,066	34,220
	県全体に占める当市の被保険者割合 8.75%	
保険給付費総額（千円）	274,617,977	24,030,276

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P190～P193)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	541,015	561,926	△20,911

主な財源		主な経費	
国庫支出金	181,126	報酬	1,472
一般財源	359,889	職員手当等	308
		共済費	334
		役務費	464
		委託料	5,027
		扶助費	533,337

【目的】

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

【実施内容】

(1) 支給対象

ひとり親家庭等の児童を監護する母、父又は同居する養育者

(2) 支給月額

所得及び児童数に応じて決定

<支給月額状況>

(単位：円)

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	44,140	54,560	60,810
一部支給	10,410～44,130	15,620～54,540	18,750～60,780

※児童4人以上の場合は、1人増えるごとに3,130円から6,240円までを加算

※限度額以上の所得がある場合は、支給停止

(3) 支給人数及び支給額等

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
支給人数	1,175	1,152	1,086	△89
母子	1,126	1,092	1,042	△84
父子	49	60	44	△5
支給額 (千円)	557,760	539,126	533,337	△24,423
1人当たり平均支給額 (円)	474,689	467,991	491,102	16,413

歳出科目（P192～P193）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	8,565	3,750	4,815

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,199	報酬	1,647
一般財源	7,366	共済費	315
		需用費	1,988
		役務費	877
		委託料	2,497
		負担金補助及び交付金	382

上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進し、子どもがすこやかに育まれる環境を整備するもの

○子育てジョイカード事業 719

【目的】

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。

【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、「子育てジョイカード」を配付し、協賛企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対してステッカー等のPR物品を配付する。

<企業数及び店舗数>

区分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
協賛企業数	230	211	218
協賛店舗数	355	318	325

○子育て支援情報の提供 208

【目的】

安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進するため、子育て中の人に対し、ホームページやSNSを活用して子育て情報を発信する。

【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種支援制度を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

<件数及び登録者数>

(単位:件、人)

区分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
アクセス件数	300,509	426,805	469,485
メールマガジン登録者数	540	546	550

○子ども・子育て支援総合計画の推進 7,256

【目的】

上越市子ども・子育て支援総合計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）に基づく各種施策を着実に推進する。

【実施内容】

- ・上越市子ども・子育て支援総合計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗状況の点検・評価や教育・保育施設の利用定員の設定等、子育て支援施策に関する必要な事項及び実施状況について調査審議を行う。
- ・第2次上越市子ども・子育て支援総合計画の策定に向けて、児童・生徒及び保護者にアンケート調査を行う。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座を開催する。

[新]○地域独自の予算事業 382

- ・地域であんしん 子どもへの暴力防止事業（高田区）（142）
高田区において、子どもたちが地域のつながりの中で安心して過ごせる環境づくりを推進するため、市民参加によるワークショップ、広報誌の作成、朝市やイベント会場等における人権啓発活動を行う。
実施主体：CAP・じょうえつ
- ・三和ふれあい食堂事業（三和区）（240）
食を通じて地域の世代間交流を図るため、子どもから高齢者まで地域住民が気軽に集える「三和ふれあい食堂」を定期的で開催する。
実施主体：三和ふれあい食堂運営委員会

歳出科目（P192～P193）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	2,460,893	2,524,641	△63,748

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,699,424	報酬	2,944
県支出金	375,605	職員手当等	616
一般財源	385,864	共済費	668
		役務費	2,686
		委託料	3,069
		扶助費	2,450,615

【目的】

児童を養育している人に手当を支給することにより、子育て世帯の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長を支援する。

【実施内容】

(1) 支給対象及び支給月額 (単位：円)

支給対象		児童1人当たりの支給月額	
		所得制限限度額未満	所得上限限度額未満
3歳未満		15,000	5,000 (※特例給付)
3歳から	第1・2子	10,000	
小学校修了前	第3子以降	15,000	
中学生		10,000	

※特例給付は、児童を養育している人の所得が制限限度額以上の場合に児童の年齢等にかかわらず支給

※児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分から特例給付の対象者のうち、所得が上限限度額以上の場合は支給対象外

(2) 対象児童数及び支給額

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
対象児童数（延べ人数）	227,754	225,249	220,853	△6,901
支給額	2,511,230	2,483,550	2,450,615	△60,615

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	1,929,278	1,886,734	42,544

主な財源		主な経費					
分担金及び負担金	8,046	県支出金	23,252	報酬	267,556	共済費	212,473
使用料及び手数料	70,351	諸収入	112,618	給料	631,415	需用費	394,055
国庫支出金	20,881	一般財源	1,682,430	職員手当等	198,188	委託料	115,725

【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

【5年度目標】

- ・保育園の老朽化に伴う修繕などを適時・適切に行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。
- ・タブレット端末の配備などICTを活用した保育の業務システムの利用環境を整えることにより、保護者との連絡や職員の書類作成の効率化など、保護者の利便性の向上と事務負担の軽減を図る。
- ・年度途中の入園希望に対応するため、潜在的な保育士の掘り起こしに取り組むとともに、適切に保育士を配置する。

【実施内容】

(1) 保育の方針

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じて適切に保育する。

(2) 保育園の状況 (単位：園、人)

園数	予定利用定員	児童数
34	2,969	2,076

※児童数は、通年における平均の見込数

(3) 職員の状況 (4月1日時点の見込数) (単位：人)

正規職員		会計年度任用職員					合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育	調理	看護師	事務	保育園士	
247	47	329	65	6	6	34	734

(4) 施設の修繕・工事

- ① 営繕修繕 42,614 (箇所付分 23,729、緊急分 18,885)
- ② 備品修繕 4,487 (箇所付分 180、緊急分 4,307)
- ③ 施設工事 9,020 (北諏訪保育園屋根改修工事)

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 18 園
- ② 車両台数等 車両数 24 台、運行組織数 12 団体
- ③ 運行業務委託料 52,220
 - ・通常運行分 50,307 (利用見込人数 139 人)
 - ・園外保育分 1,913

[新](6) 保育業務支援システムの導入

公立保育園 11 園に保育業務支援システムを導入するため、タブレット端末を配備し、システムの運用を開始する。

① システム概要

保育 I C Tクラウドサービスによる保育業務支援システムを導入し、保育現場の業務省略化及び効率化により「保育の質の確保・向上」を図るとともに、保護者の利便性を向上させる。

② システムの機能

- ・児童の登降園及び職員の勤怠管理
- ・保護者連絡
- ・指導案・日誌作成
- ・シフト管理ほか

③ 令和 5 年度導入 11 園

- ・南新町保育園
- ・東本町保育園
- ・やちほ保育園
- ・有田保育園
- ・たにはま保育園
- ・うらがわら保育園
- ・はまっこ保育園
- ・まつかぜ保育園
- ・南川保育園
- ・中郷保育園
- ・いたくら保育園

④ その他

システム導入する保育園の W i - F i 環境整備及びシステム使用に係る経費は令和 4 年度 3 月補正予算で対応

※ 前頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和 4 年度 1 月、3 月補正 予算額 (※)	当初予算額	合計	令和 3 年度 3 月補正予 算額	当初予算額	合計	
26,220	1,929,278	1,955,498	0	1,886,734	1,886,734	68,764

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

(参考資料)

令和5年度保育園別の予定利用定員及び児童数

(単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数		園名	予定利用定員	児童数
1	南新町	120	50	19	安塚	40	21
2	東本町	94	67	20	うらがわら	110	77
3	稲田	60	57	21	大島	40	15
4	大和	103	94	22	牧	50	9
5	戸野目	100	83	23	柿崎第一	100	78
6	上雲寺	60	51	24	柿崎第二	80	56
7	和田	80	53	25	上下浜	50	17
8	高士	50	26	26	下黒川	50	26
9	子安	86	74	27	はまっこ	180	163
10	三郷	60	18	28	まつかぜ	110	104
11	諏訪	40	14	29	南川	160	126
12	富岡	76	68	30	大養	150	108
13	夷浜	40	24	31	明治	50	37
14	やちほ	110	88	32	中郷	90	43
15	有田	160	128	33	いたくら	190	127
16	たにはま	50	21	34	きよさと	80	62
17	保倉	70	37	合 計		2,969	2,076
18	北諏訪	80	54				

※児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目 (P194~P197)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	4,179,495	4,032,098	147,397

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金 62,980	一般財源 1,254,571	委託料 742,520	扶助費 3,193,215
国庫支出金 1,956,902		負担金補助及び交付金	
県支出金 905,042		243,760	

【目的】

就労、病気その他の理由により、日中、家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

【5年度目標】

私立保育園及び認定こども園への各種委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

【実施内容】

(1) 保育園等の状況

(単位：園、人)

	園数			予定利用定員			児童数		
	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減
保育園	12	5	△7	1,421	807	△614	1,397	750	△647
認定こども園	15	26	11	2,111 (654)	3,077 (1,019)	966 (365)	2,075 (630)	2,996 (962)	921 (332)
合計	27	31	4	3,532 (654)	3,884 (1,019)	352 (365)	3,472 (630)	3,746 (962)	274 (332)

※児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

※()内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

(2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料（園児の健診等に係る委託料） 15,860（全園）
- ・児童保育委託料 726,660（私立保育園5園）
- ・認定こども園施設型給付費 3,151,189（26園）
- ・就園支援給付金 9,450（全園）
- ・私立保育園等給食費支援交付金 15,983（全園）
- ・子育て支援施設等利用給付費 16,593（幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外施設）

(3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 67,758（24園）
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 8,760（12園）

- ・私立保育園等改築工事補助金 147,742 (5園)
- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 2,000 (2園)
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 17,500 (3園)

(参考資料)

令和5年度保育園等の予定利用定員及び児童数

(1) 保育園 (単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数
1	くろだ	70	67
2	つちはし	197	182
3	かすが	210	188
4	なおえつ	200	188
5	さんわ	130	125
合 計		807	750

(2) 認定こども園 (単位：人)

	園名	予定利用定員	児童数
1	マハヤナ	240(130)	228(123)
2	たちばな	130(60)	112(49)
3	聖上智オリーブ	122(32)	105(29)
4	たちばな春日	227(130)	226(124)
5	なかよし	110(9)	110(9)
6	大曲	102(9)	121(20)
7	高志	157(12)	167(15)
8	聖母マリア	110(8)	114(8)
9	ひがししろ	109(8)	116(9)
10	いずみ [♀] (アイ)	138(105)	127(100)
11	明照	85(65)	89(75)
12	真行寺	210(180)	188(160)
13	もみじ	96(75)	65(53)
14	上越カトリック天使	132(105)	117(102)
15	マリア	110(9)	114(9)
16	ほたる	129(9)	109(5)
17	和同	60(4)	65(4)
18	門前にここにこ	220(12)	224(12)
19	高田大谷	132(9)	128(9)
20	こがね	95(9)	94(9)
21	城西	60(6)	62(6)
22	五智	86(6)	92(6)
23	下門前	100(6)	101(4)
24	よしかわ	50(3)	55(6)
25	名立たちばな	43(3)	46(3)
26	森のこども園てくてく	24(15)	21(13)
合 計		3,077(1,019)	2,996(962)

※()内は、教育を希望する子どもの予定利用定員及び児童数

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

※私立保育園等は、年度途中の児童増により利用定員を超える受入れが可能

令和5年4月に認定こども園に移行する施設

	令和4年度施設名称	令和5年度施設名称(予定)
1	いずみ幼稚園	いずみアイこども園
2	明照幼稚園	幼保連携型認定こども園 明照幼稚園
3	聖公会紅葉幼稚園	認定こども園もみじ幼稚園
4	上越カトリック天使幼稚園	認定こども園上越カトリック天使幼稚園
5	高田大谷保育園	認定こども園高田大谷保育園
6	こがね保育園	認定こども園こがね保育園
7	城西保育園	認定こども園城西保育園
8	五智保育園	認定こども園五智保育園
9	下門前保育園	認定こども園下門前保育園
10	よしかわ保育園	認定こども園よしかわ保育園
11	名立たちばな保育園	名立たちばな保育園

※私立幼稚園が全て認定こども園に移行

歳出科目（P196～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	484,956	448,992	35,964

主な財源		主な経費	
国庫支出金	32,495	委託料	434,993
県支出金	149,682	負担金補助及び交付金	
一般財源	302,779		49,963

【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かり、未満児保育など保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。

【5年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整える。

【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
障害児保育事業（県単障害児保育事業含む）	特別な配慮が必要と認められる児童の受入れを行い、必要な保育士を加配する。	私立保育園全園 私立認定こども園 25 園	152,790
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアを必要とする児童の受入体制を整備するため、看護師の配置等を行う。	私立保育園 1 園 私立認定こども園 1 園	10,580
保育環境改善等事業（障害児受入促進事業・新型コロナウイルス感染症対応事業・感染症対策のための改修整備事業）	障害のある児童の保育や感染症対策に必要な改修を行うとともに、感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育を実施するために必要な対策を講じる。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	23,403
保育所等業務効率化推進事業	保育士の業務負担を軽減するため、保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 等を活用した業務システムの導入や、外国人の子どもの保護者対応に係る通訳等のための機器を購入する。	私立保育園 3 園 私立認定こども園 4 園	4,093
延長保育促進事業	「保育の中心となる時間帯」の前後に保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園全園	44,016
保育所地域活動事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流事業を行う。	私立保育園 9 園 私立認定こども園 9 園	5,049

事業名	事業内容	実施園	事業費
未満児保育事業	1歳児に対する保育士の配置や0歳児1人当たりの面積などについて、国の基準以上を確保して未満児の保育を行う。	私立保育園全園 私立認定こども園 24園	222,558
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等の理由により一時的な保育を行う。	私立保育園 3園 私立認定こども園 5園	22,467
合 計			484,956

歳出科目（P196～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	125	485	△360

主な財源		主な経費	
一般財源	125	報償費	9
		旅費	110
		需用費	6

【目的】

保育園施設の老朽化や未満児の入園増、保育ニーズの多様化などに対応するため、公立保育園の民間移管を含めた適正配置を検討し、再編及び改築等を行う。

【5年度目標】

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）を策定し、令和6年度から着手可能な状態にする。

【実施内容】

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）の策定 125

- ・令和4年度に定める適正配置の方針を踏まえ、今後の適正配置の対象園や方法の検討等を行い、令和6年度からを計画期間とする適正配置計画を策定する。

歳出科目 (P 196～P 197)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	76,821	79,090	△2,269

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	9,604	需用費	2,520
国庫支出金	8,593	役務費	218
県支出金	8,593	委託料	73,468
一般財源	50,031	使用料及び賃借料	363
		備品購入費	252

【目的】

子育て中の保護者のリフレッシュや急病など緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24 時間体制の保育サービスを提供する。

【5 年度目標】

緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整える。

【実施内容】

(1) 対象者

市内に住所を有する生後 8 週間から就学前までの乳幼児で、保護者が、疾病、災害、リフレッシュ等により緊急又は一時的に保育することができないと認められる児童

(2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料		
昼間保育	午前 7 時から 午後 6 時まで	3 歳未満	5 時間未満 700 円	5 時間以上 1,400 円
		3 歳以上	5 時間未満 500 円	5 時間以上 1,000 円
夜間保育	午後 6 時から 午後 10 時まで	800 円		
24 時間保育	宿泊を伴う保育	3,000 円 ※午後 4 時から翌日午前 8 時までの利用は 2,000 円		

(3) 利用状況

(単位：人)

区分	令和 4 年度		令和 5 年度	比較増減 ②－①
	当初見込み①	実績見込み	当初見込み②	
昼間保育のみ	8,799	7,235	8,250	△549
夜間保育のみ	123	79	90	△33
昼夜間保育	638	461	524	△114
24 時間保育	20	14	16	△4
合計	9,580	7,789	8,880	△700

歳出科目 (P196～P199)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	78,594	78,079	515

主な財源		主な経費	
国庫支出金	19,900	一般財源	30,922
県支出金	19,900	報酬	1,853
諸収入	7,872	給料	15,497
		職員手当等	4,050
		共済費	4,141
		委託料	49,372
		使用料及び賃借料	2,041

【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

【5年度目標】

病児・病後児保育室の利用申込みに対して、100%の受入れを行う。

【実施内容】

(1) 事業内容

事業名	内容
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期に至っていない場合であって、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、集団活動が困難であり家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。 ・保育園等において体調不良となった児童を、保護者が希望する医療機関等に送迎し、診察を受けた後に一時的に保育する。
病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期にあり、かつ、集団活動が困難な期間において、家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。

(2) 利用時間・利用料等

事業名	実施園等	開設時間	利用料金	事業費
病児保育事業	民間1施設(委託) 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	2,000円/日 ※送迎利用は実費 (上限2,000円/回)	49,860
病後児保育事業	公立2施設 妙高市1施設	平日午前8時から午後6時まで	1,300円/日	28,734

※病児保育事業における送迎対応は、上越市内の民間1施設が実施

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P 198～P 199)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	111,754	110,446	1,308

主な財源		主な経費	
国庫支出金	37,238	報酬	27,178
県支出金	37,238	職員手当等	5,451
一般財源	37,278	共済費	6,074
		旅費	1,704
		需用費	779
		委託料	70,330

【目的】

子育て中の保護者や乳幼児に、地域で安心して過ごす場や子育て情報を提供するなど、保護者の子育て不安の軽減を図り、楽しく子育てができる環境づくりを推進する。

【実施内容】

<子育てひろばの状況>

事業内容	箇所数	事業費
未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う。	公立保育園 8 園 私立保育園 13 園 (委託)	111,754

<利用状況>

区分	令和 3 年度		令和 4 年度 (見込み)		令和 5 年度 (見込み)	
	箇所数	延べ利用者数	箇所数	延べ利用者数	箇所数	延べ利用者数
公立	10	18,460	8	10,994	8	12,517
私立	11	19,192	13	23,561	13	25,586
合計	21	37,652	21	34,555	21	38,103

歳出科目 (P 198～P 199)	3 款 2 項 3 目	母子福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	42,012	39,246	2,766

主な財源		主な経費	
国庫支出金	19,175	旅費	94
県支出金	9,587	委託料	38,502
一般財源	13,250	負担金補助及び交付金	3,416

【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を私立母子生活支援施設に委託し、早期に自立できるように支援する。

【実施内容】

- (1) 委託料及び措置世帯数等（市外施設への入所を含む）

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
委託料	37,656	21,823	38,405	749
月平均措置世帯数	9	4	9	0
月平均措置人数	23	13	22	△1

- [充](2) 母子生活支援施設運営事業補助金

母子生活支援施設に入所する母子の自立に向け、安定した支援体制を維持するため、施設に対する運営費の助成を拡充する。

補助金及び上越市措置世帯数

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
補助金	1,409	665	3,416	2,007
月平均措置世帯数	5	2	5	0

<参考> 母子生活支援施設の入所状況（他市町村措置による入所を含む）

区分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
月平均入所世帯数	14	9	12

歳出科目 (P198～P199)	3款2項3目	母子福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	99,217	99,983	△766

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,468	報酬	3,172
県支出金	42,291	共済費	711
繰入金	1,369	委託料	2,354
一般財源	49,089	負担金補助及び交付金	
			1,153
			90,856

ひとり親家庭の保護者等に対し、医療費や資格取得に係る経費を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労を支援するなど、自立に向けた支援を行うもの

○ひとり親家庭等医療費助成事業 88,390

【目的】

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保護者及び児童に係る医療費を助成する。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母もしくは父、又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する(所得制限あり)。

※本人実質負担額：入院1,200円/日

通院530円/回(同一医療機関で1か月5回目以降は無料)

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に加え、市民税非課税世帯については高校卒業相当の年齢まで無料。(令和5年9月から)

<助成件数及び助成額>

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
助成件数	38,360	35,642	37,175	△1,185
助成額	85,812	81,620	83,650	△2,162

○ひとり親家庭自立支援事業 10,827

【目的】

ひとり親家庭等への相談を通じて、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給するなど、対象者の個別事情に配慮しながら就労を支援する。

【実施内容】

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の母又は父の精神的、経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立に向けたプログラムを作成し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭等の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講料の6割（上限20万円/年。専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する場合は上限40万円/年、最大修学年数4年）を支給する。

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修学するひとり親家庭等の母又は父に対し、48月を上限に、月額100,000円（市民税非課税世帯）、又は月額70,500円（同課税世帯）を支給する。ただし、最終年度は40,000円を上乗せし支給する。

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭等の母又は父、又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、受講開始時に受講費用の4割、これを修了した時に受講費用の1割、試験に合格した時に受講費用の1割を支給する（上限15万円）。

歳出科目（P198～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	5,141	3,402	1,739

主な財源		主な経費	
一般財源	5,141	需用費	602
		役員費	79
		委託料	2,506
		使用料及び賃借料	277
		工事請負費	1,432
		負担金補助及び交付金	245

【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともにすこやかに成長する環境をつくる。

【実施内容】

- (1) 施設名 諏訪児童館、名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 各児童館に児童指導員2人を配置
(放課後児童クラブ併設の諏訪児童館は、クラブ支援員が兼務)
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後5時まで
土曜日：午前9時から午後5時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

- (6) 利用状況 (単位：人)

施設名	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
諏訪児童館(放課後児童クラブ併設)	218	290	289
名立児童館	1,460	1,521	1,515
合計	1,678	1,811	1,804

- (7) 施設改修 名立児童館空調機器更新工事及び富岡児童館集排柵接続工事を実施する。

※富岡児童館は令和2年度末をもって児童館機能を休止しており、現在は放課後児童クラブとして使用している。

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーサポートセンター運営事業	8,579	7,971	608

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,600	旅費	6
県支出金	2,600	役務費	177
一般財源	3,379	委託料	7,663
		負担金補助及び交付金	733

【目的】

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、地域における子育ての相互援助活動を支援する。

【5年度目標】

依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げ、市が引き上げ相当額を負担する。また、利用料助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充し、安心して子育てができる環境づくりを強化する。

【実施内容】

- (1) 設置場所 オーレンプラザこどもセンター内
- (2) 開設時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日 第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日）
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 運営体制 特定非営利活動法人マミーズ・ネットに運営業務を委託
アドバイザー：2人、サブリーダー：7人

[充](5) 利用料金

事業の重要な担い手である提供会員の安定的な確保と維持のため、提供会員が受け取る利用料金を引き上げる。

区分	旧料金	新料金
平日7時～19時	700円/時間	900円/時間
上記以外	800円/時間	1,000円/時間

[充](6) 利用料金の助成

- ・上記(5)の利用料金の引き上げについて、依頼会員の経済的負担につながらないよう、引き上げ相当額を市が提供会員に支給する。

<提供会員に対する助成>

区分	新料金	提供会員支給額	依頼会員負担額
平日7時～19時	900円/時間	200円/時間	700円/時間
上記以外	1,000円/時間	200円/時間	800円/時間

- ・ 依頼会員への助成の対象を児童扶養手当受給世帯にも拡充する。

< 依頼会員に対する助成 >

対 象	区分	助成額
生活保護世帯	既設	全額
市民税非課税世帯	既設	500 円/時間
児童扶養手当受給世帯	拡充	500 円/時間

(7) 対象児童 0 歳から満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの児童

(8) 主な活動内容

- ・ 特別支援学校への児童・生徒の送迎
- ・ 保育園等への児童の送迎
- ・ 保護者の病気及び急用時における預かり
- ・ 医療機関受診後の病児の預かり

(9) 登録会員数及び活動回数

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
登録会員数	858	888	945
依頼会員	530	552	587
提供会員	261	263	278
両方会員	67	73	80
延べ活動回数	1,844	1,980	2,258

(10) 援助活動以外の取組

- ・ サブリーダー会議：年 5 回開催
- ・ 提供会員養成講座：年 4 回開催
- ・ 病児対応に係る提供会員養成講座：年 4 回開催
- ・ フォローアップ講習会：年 1 回開催
- ・ 情報交換会、会員交流会、事業 P R 講座：各年 1 回開催
- ・ センターだよりの発行：年 2 回
- ・ 会員募集活動：各地区民生委員児童委員協議会や各種団体を対象とする説明会を開催

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもセンター運営事業	56,347	54,186	2,161

主な財源		主な経費	
国庫支出金	19,648	一般財源	19,936
県支出金	15,938	報酬	83
諸収入	825	旅費	3
		需用費	327
		役員費	467
		委託料	54,898
		使用料及び賃借料	569

【目的】

子どもと保護者が気軽に集い、交流等を促進することにより、子どものすこやかな育ちを支援するとともに、子育てへの不安感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進するもの。

【実施内容】

<施設の概要>

区分	オーレンプラザこどもセンター	市民プラザこどもセンター
利用対象	小学3年生までの児童とその保護者	小学校就学前児童とその保護者
開設時間	午前8時30分から午後5時まで	
休館日	第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで	第3水曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・オーレンプラザこどもセンターで実施する各種事業の利用に関する問合せへの対応
運営体制	特定非営利活動法人マミーズ・ネットに運営業務を委託	

(1) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

- ・子育て親子の遊びの場、保護者同士の交流の場の提供と交流の促進：通年実施
- ・ベビー健康プラザ：年12回開催
- ・ぷちベビー健康プラザ：市民プラザこどもセンター … 毎月1回（平日）
市民プラザこどもセンター … 年4回（土曜日又は日曜日）
大瀧区、板倉区、三和区で実施 … 各会場 年6回（平日）
- ・子育てセミナー：年9回開催
- ・すくすくプラザ：年3回開催
- ・おしゃべり会：年28回開催
- ・オンラインおしゃべり会：年6回開催
- ・子育て相談：通年実施（保健師等による専門的な相談窓口の開設：年30回）
- ・子育て講座（個人向け）：年8回開催
- ・子育て講座（団体向け）：年2回開催
- ・保育ボランティア養成講座：年1回開催
- ・子育て情報の収集・発信（子育て応援ステーションの更新、センターだよりの発行）

② 延べ利用者数 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
オーレンプラザこどもセンター	48,966	55,303	56,653
市民プラザこどもセンター	35,006	35,024	37,587
合 計	83,972	90,327	94,240

(2) 利用者支援事業

① 開設時間 午前9時から午後4時30分まで

② 事業内容

- ・利用者のニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援の実施
- ・オンライン子育て相談の実施
- ・子育て支援に関する情報提供、関係機関との調整
- ・子育てに関するハンドブックの発行：年1回
- ・利用者支援セミナー（入園に関する手続きの情報提供等）：年5回開催
- ・出張 i n f o 13区の子育てひろば：8か所で開催

(3) 一時預かり事業

① 開設時間 午前9時から午後4時30分まで

② 事業内容 保護者の就業や疾病等に対応した一時的な保育の実施

③ 利用対象 市内に住所を有するおおむね生後7か月から就学前までの乳幼児

④ 利用者負担金

区 分	金 額
3歳未満児	5時間未満 700円
	5時間以上 1,400円
3歳以上児	5時間未満 500円
	5時間以上 1,000円

⑤ 利用状況 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	866	901	922

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童遊園管理運営費	5,670	5,942	△272

主な財源		主な経費	
諸収入	9	報酬	40
一般財源	5,661	報償費	1,048
		需用費	2,286
		役員費	444
		委託料	1,398
		使用料及び賃借料	448

【目的】

児童に健全な遊びの場を提供し、地域における子育てを支援する。

【実施内容】

(1) 設置場所 74 か所

<内訳>

区分	高田区	金谷区	春日区	安塚区	大島区	牧区
設置数	1	1	2	1	1	2
区分	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	名立区
設置数	14	6	31	9	3	3

(2) 事業内容

① 専門業者等による遊具の点検

遊具：51基（全177基のうち）

※専門業者による精密点検を実施（3年サイクルで全遊具を点検）

※市職員による全遊具の定期点検を年3回（4月、7月、9月）実施

② 修繕 遊具：7基、施設設備：2か所（トイレ、フェンス）

③ 撤去 遊具：3基

歳出科目（P200～P203）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもの家事業	25,169	23,960	1,209

主な財源		主な経費	
一般財源	25,169	需用費	80
		役務費	393
		委託料	24,696

【目的】

地元町内会に譲渡した旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担の下で、子どもたちに安全・安心に遊ぶことのできる場を提供する。

【実施内容】

- (1) 実施場所 旧こどもの家（33か所）、公民館（1か所）
- (2) 利用対象 おおむね3歳以上15歳以下の児童
- (3) 使用料 無料
- (4) 管理体制 町内会等の推薦による管理員を各施設に1人配置
- (5) 実施時間 月曜日から金曜日：午後3時から午後5時まで
土曜日、夏休み等：午後1時から午後5時まで
- (6) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで
- (7) 利用状況

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	48,674	40,972	42,740

※日ごとの集計を延べ人数から実人数に変更

歳出科目（P202～P203）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
三世代交流プラザ管理運営費	25,380	6,028	19,352

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	114	需用費	1,872
諸収入	7	工事請負費	10,890
一般財源	25,259	役務費	202
		委託料	5,178
		公有財産購入費	6,500
		備品購入費	141

【目的】

世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを促進する。

【実施内容】

- (1) 設置場所 上越市南本町三丁目2番26号
(ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室)
- (2) 利用時間 午前9時30分から午後6時まで
- (3) 休館日 火曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日
- (4) 管理体制 南本町三丁目を始め周辺9町内会等で構成する南三世代交流プラザ運営協議会に管理運営業務を委託
- (5) 維持管理 エレベーター、消防用設備等の点検等
- (6) 利用状況 (単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
延べ利用者数	9,424	12,777	12,521

- (7) 施設改修 空調機器の更新 10,890
既存の空調機器の老朽化に伴い、更新をするもの
- (8) 施設整備 施設専用駐車場の拡張 7,151
施設南側の民間用地を取得して駐車場として活用するもの

[新]○地域独自の予算事業 513

- ・三世代雁木フェスティバルとふれあい事業（高田区）

世代間交流の推進、南三世代交流プラザの利用促進、地域住民の健康福祉の促進を図るため、地元町内会、子ども会等と協力し、三世代雁木フェスティバル、三世代交流のつどいを行う。

実施主体：南三世代交流プラザ運営協議会

歳出科目（P202～P203）	3款2項5目	若竹寮運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
若竹寮管理運営費	233,069	240,684	△7,615

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	7,621	需用費	1,382
県支出金	201,909	委託料	230,795
一般財源	23,539	備品購入費	892

【目的】

何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養護し、入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立のための援助を行う。

【実施内容】

(1) 指定管理者

社会福祉法人みんなでいきる

（指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 業務内容

- ・入所児童の養育、自立のための援助
- ・若竹寮の運営及び施設設備の維持管理

(3) 入所児童の状況（各年度3月1日時点）

（単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度 （見込み）	令和5年度 （見込み）
未就学児童	9	6	8
小学生	13	17	19
中学生	8	5	10
高校生	10	11	9
合計	40	39	46

[充] (4) 若竹寮施設管理業務委託料

若竹寮に入所する児童の一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立に向けた支援の更なる充実を図るため、養育に当たる職員の体制を強化する。

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目（P206～P207）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健衛生総務費	8,642	5,246	3,396

主な財源		主な経費	
諸収入	1,162	旅費	68
一般財源	7,480	需用費	3,492
		委託料	138
		使用料及び賃借料	2,585
		負担金補助及び交付金	2,340

自動体外式除細動器（AED）の維持管理のほか、新型インフルエンザ等の感染症対策などの保健衛生に係る業務を行うもの

○自動体外式除細動器（AED）の設置 2,605

【目的】

事故等の救急時に適切に使用できるよう、市所管施設に設置したAEDの更新及び維持管理を行うとともに、民間事業所等に設置されている市民が利用可能なAEDの設置場所を周知し、利用環境の向上及び市民の安全・安心の確保を図る。

【実施内容】

- (1) 市施設に設置したAED本体の保守管理及び消耗品の補充のほか、屋外収納ボックスへの交換設置（4基）を行いその利用状況や管理上の課題等を検証するとともに、その他のAEDについても施設閉館時の使用の在り方について検討する。
- (2) 民間事業所等の設置状況調査
- (3) 広報上越及び市ホームページによる利用環境の周知及び普及啓発
- (4) 職員等に対する救命講習の実施（年4回）

○新型インフルエンザ対策事業 1,750

【目的】

鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、事案発生時における社会機能の維持・確保のため、感染予防に関する情報提供や防護対策等を行い、市民の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症に関する情報収集及び県主催の研修等への参加
- (2) 消毒薬、マスク及び防護服等、備蓄している対策物品の更新、管理

○保健医療等支援事業 2,233

【目的】

保健・医療に携わる各団体を支援し、安全・安心な医療及び保健事業の提供や協力体制を堅持することにより、健診等の質的向上、市民の健康増進及び地域医療体制の充実を図る。

【実施内容】

名 称	目的・事業内容等	令和4年度 ①	令和5年度 ②	比較増減 ②－①
上越医師会保健医療福祉業務調整等交付金	市内医療機関への各種事業の連絡・周知、事業に係る相談・調整等に対する事務費を上越医師会に交付し、市の保健医療福祉業務を円滑に行う。	1,320	1,320	0
上越歯科医師会交付金	歯科保健事業活動費用の一部を上越歯科医師会に助成し、健康診査等の質的向上と地域住民の健康増進を図る。	913	913	0

※令和5年度のうち、一部の経費は4款1項2目の保健センター管理運営費から移行

歳出科目（P206～P207）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健福祉総合データバンク事業	5,752	14,922	△9,170

主な財源		主な経費	
一般財源	5,752	委託料	5,752

【目的】

適切な保健指導等を迅速に行うために必要となる健（検）診情報、疾病歴、在宅療養者の健康情報及び訪問指導状況などの基礎的な個人情報データを適正に管理する。また、蓄積したデータを分析し、疾病の傾向などの統計データを作成することにより、様々な健康に関する施策への活用を図る。

【5年度目標】

令和5年度に予定しているシステム改修について、設計やテストを徹底し、不具合なく作業を完了する。

【実施内容】

(1) 健康管理システムの保守管理 3,950

健康管理システムによる成人保健、母子保健及び予防接種の各事業の円滑な運用を図るとともに、市民の健康増進の基礎となる健康情報の適正な管理を行う。

(2) 健康管理システムの改修 1,802

令和5年度の新潟県健（検）診ガイドラインの変更及び国への事業報告レイアウトの変更に伴い、システム改修を行う。

歳出科目（P208～P209）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
骨髄移植ドナー支援事業	366	365	1

主な財源		主な経費	
一般財源	366	需用費	16
		負担金補助及び交付金	350

【目的】

骨髄等を提供した人（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所等へ助成を行うことにより、骨髄移植への理解を深めるとともに、骨髄を提供するドナーが安心して移植できる環境整備を推進し、骨髄バンクへのドナー登録者の増加を図る。

【5年度目標】

関係団体と協力し、骨髄ドナー登録併行型献血会場や職場献血にあわせて、助成事業の周知や骨髄バンクの普及・啓発活動を行い、骨髄ドナー登録に向けた機運の醸成を図り、ドナー登録者数を増加させる。

【実施内容】

(1) ドナー及びドナーが勤務する事業所等への支援 350

① 助成対象者

市内に在住し、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けたドナー

② 助成対象事業所

ドナーが勤務している市内の事業所等（ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）で、ドナー特別休暇制度を設けており、ドナーの雇用を証明できる書類を提出できる事業所等

<対象及び助成金額一覧>

対 象		助成金額
助成対象者	ドナー特別休暇制度がない事業所に勤務の場合	2万円/日×日数※（上限14万円）
	ドナー特別休暇制度がある事業所に勤務の場合	1万円/日×日数※（上限7万円）
助成対象事業所等	ドナー特別休暇制度がある事業所	1万円/日×日数※（上限7万円）

※骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数

<骨髄移植ドナー支援事業助成見込み及び計画>

(単位：千円、件)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度見込み	令和 5 年度計画
当初予算	420	350	350
助成金額	210	280	350
助成件数	2	3	4

(2) 助成事業の周知、啓発 16

- ・ 広報上越や市ホームページ、市公式 SNS を通じて周知する。
- ・ 商工会議所、商工会を通じて全市の事業所に骨髄ドナー登録や助成制度の啓発チラシを配布する。
- ・ 市内で行われる骨髄ドナー登録併行型献血会場等において、上越保健所や N P O 団体と協力し、助成制度の啓発チラシ等を配布するとともに、ドナー登録者の増加に向けた呼びかけを行う。

歳出科目（P208～P209）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
新型コロナウイルス感染症対策費	5,743	6,403	△660

主な財源		主な経費	
一般財源	5,743	給料	3,658
		職員手当等	778
		共済費	1,016
		旅費	123
		需用費	80
		役務費	88

【目的】

新型コロナウイルス感染症の市内での感染拡大を防止する。

【5年度目標】

基本的な感染対策や受診・相談、検査等に関する情報について市民に広く周知するとともに、新型コロナウイルス感染症総合相談窓口において感染症に関する各種相談に対応し、市内における感染拡大防止や、感染症に対する市民の不安解消を図る。

【実施内容】

(1) 総合相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症に関する市民からの相談に対応する。

(2) デジタルサイネージへの表示

上越妙高駅、商業施設及び木田第一庁舎市民課窓口に設置したデジタルサイネージに新型コロナウイルス感染症に関する注意事項等の情報を表示し、来訪者や市民への注意喚起を行う。

(3) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け「5類」移行に伴う対応

令和5年5月8日から「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」への引下げが決定したことに伴い、国の指針に基づき、具体的な対応方法等を市民へ情報発信するとともに、市民からの相談に対応する。

※ 上記の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和4年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和3年度3月補正予算額	当初予算額	合計	
0	5,743	5,743	23,974	6,403	30,377	△24,634

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目 (P 208～P 209)	4 款 1 項 2 目	母子衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子保健事業	213,603	203,225	10,378

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,053	諸収入	4,358
県支出金	2,612	一般財源	197,861
繰入金	2,719		
		報酬	30,712
		報酬費	9,775
		需用費	5,253
		委託料	122,492
		使用料及び賃借料	1,274
		扶助費	37,931

上越市健康増進計画等に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進及び生涯を通じた健康への基盤づくりのための各種母子保健サービスを推進するもの

○妊婦一般健康診査等事業 109,657

【目的】

妊婦自身が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、流早産・妊娠高血圧症候群等の予防や体調変化に早期に対応できるようにするとともに、妊娠期から子どもの成長・発達・育児について考える機会を持つことにより、子育てに関する不安の軽減及び生涯を通じた健康への基盤づくりを推進する。

【5年度目標】

- ・妊娠届出時や各種母子保健事業において電子母子手帳サービスの活用を促し、利用者が利用可能な支援について適切な時期に情報収集できることを目指す。
- ・すくすく赤ちゃんセミナー（妊娠編）において参加者全員が講座内容を理解できることを目指す。
- ・産婦健康診査において産後うつ病等の支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

- (1) 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査
 - ・妊娠届出時に全数面談を行い、アンケート及び子育て応援プランを基に必要な支援の提案など妊娠期から育児期までの見通しを立てるための支援を行う。（伴走型相談支援対応）
 - ・妊婦一般健康診査 14 回分を公費負担し、適切に受診するよう促す。
- (2) すくすく赤ちゃんセミナー・産前産後相談事業（伴走型相談支援対応）

生涯を通じた健康づくりは妊娠期から始まるという視点で、妊婦及びその家族への健康教育を実施する。また、産前産後に不安を抱える妊産婦への相談支援を行う。
- (3) 電子母子手帳サービス事業

スマートフォンアプリで妊娠・出産・育児に関する情報等を発信する。
- (4) 産婦健康診査

産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担（1 回、上限 5,000 円）し、産後うつ病のスクリーニング結果から支援の必要な産婦を把握する。

[充]⑤ 初回産科受診料公費負担 (上限 10,000 円)

低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を公費負担し、妊娠早期の受診につなげる。

(単位：件)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
妊婦一般健康診査	13,439	12,382	11,998	△1,441
産婦健康診査	918	806	839	△79

○妊産婦・新生児訪問指導事業 7,410

【目的】

母子保健法に基づき、保健指導が必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導や子育て相談を行うことにより、正常な妊娠・出産及び育児の確保に努め、母子の健康の保持・増進と虐待予防の強化を図る。

【5年度目標】

- ・妊娠期及び乳児期からの健康づくりを推進するため、必要に応じて妊婦訪問を勧めるとともに、生後4か月までの乳児及び産婦の全数訪問を目指す。
- ・産後うつ病のリスクが高いなど支援が必要な産婦を出産後早期から産後ケア事業等の支援につなげる。

【実施内容】

- (1) 妊産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん事業（伴走型相談支援対応）
出産後の不安の強い新生児期を主におおむね生後4か月までに助産師や保健師が地区担当制により全数訪問を実施する。
- (2) 訪問型産後ケア事業（1回の利用につき自己負担1,500円、上限5回）
産婦・新生児訪問や産婦健康診査において把握した支援を必要とする産婦に対し、助産師や地区担当保健師が家庭訪問を行い、授乳及び育児指導等を行う。

(単位：件)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
訪問指導	2,442	2,436	2,236	△206
訪問型産後ケア事業	510	239	530	20

○産前・産後ヘルパー派遣事業 1,227

【目的】

体調不良のため家事や育児が困難な妊産婦の家庭及び多胎児を出生した家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持する。

【5年度目標】

- ・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業を実施する際に事業内容の周知を図り、支援が必要な家庭がもれなく制度を利用できるようにする。
- ・委託事業者数を維持し、支援が必要な家庭の利用希望に応えられる環境を整える。

【実施内容】

- (1) 派遣期間 妊娠中及び産後16週以内で60時間を限度とする。
多胎児の場合は、妊娠中及び産後1年以内で70時間を限度とする。

- (2) 派遣内容 家事援助、兄姉の世話、乳児の世話及び母親への支援
- (3) 利用料金 日中（午前8時～午後6時） 30分につき 275円
 早朝（午前6時～午前8時） 30分につき 625円
 夜間（午後6時～午後10時） 30分につき 625円
 深夜（午後10時～午前6時） 30分につき 943円

(単位：時間)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
延べ利用時間	523	511	496	△27

○乳幼児健康診査等事業 58,197

【目的】

子どもの成長・発達に関する学習の機会を提供することにより、保護者自らが子どもの育ちを確認できることを目指すとともに、適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見と成長・発達に応じた支援につなげる。

【5年度目標】

- ・各乳幼児健康診査の平均受診率 95.0%以上を目指す。
- ・離乳食相談会の参加率 50.0%以上を維持する。特に、初めて離乳食を進める第一子の参加率については、80.0%以上を目指す。

【実施内容】

(1) 集団健診

- ・3か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児及び3歳児に対する健康診査を実施し、疾病等が発見された場合には、医療機関への受診を促す。
- ・3か月児を除く集団健診において、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布（希望者のみ：自己負担1,000円）をあわせて実施する。
- ・成長曲線を活用した乳幼児期の栄養指導及び成長・発達や育児等に関する個別相談に応じる。

(2) 個別健診（医療機関委託）

医療機関において、6か月児及び9か月児の個別健診を実施する。

(3) 離乳食相談会

- ・離乳食初期（5か月児）、離乳食中期（7か月児）の2回実施する。
- ・離乳期の栄養、成長・発達及び育児等に関する個別相談に応じる。

[充](4) 新生児聴覚検査

生後2～4日に行う新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担（上限5,000円）し、聴覚障害児の早期診断・早期支援につなげる。

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
乳幼児健康診査受診率 (歯科健康診査含む)	95.0%以上	96.4%	95.0%以上	0
離乳食相談会参加率	50.0%以上	55.2%	50.0%以上	0
第一子参加率	80.0%以上	88.1%	80.0%以上	0
フッ化物歯面塗布件数	4,442	3,972	4,114	△328

【目的】

子どもを産み育てたいと願う市民が安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整えるため、不妊不育治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【5年度目標】

- ・必要な人がもれなく制度を利用できるよう、医療機関への周知を行うとともに、広報上越や市ホームページ等により市民への情報発信を行う。
- ・令和4年4月から生殖補助医療が保険適用されたことに伴う治療費の自己負担の実態を踏まえて助成内容を拡充する。

【実施内容】

- (1) 助成対象：不妊不育治療や検査及び保険診療費の一部負担金、保険適用外診療費の自己負担分、薬局で処方された薬の自己負担分
ただし、国又は他の地方公共団体の助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、給付を受けた額を差し引いた後の額を助成対象とする。
- (2) 助成割合等
 - ①生殖補助医療（保険適用）
 - ・助成割合 100%（上限 10 万円）
 - ・体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術に係る治療を対象に、一の治療周期毎に申請が可能（一の年度内に複数回の治療が行われた場合、全ての治療について申請が可能）
 - ②一般不妊治療及び生殖補助医療（保険適用外）
 - ・助成割合 50%（上限 10 万円）
 - ・1年度につき1回、治療に要した期間（最大1年間）を対象に申請が可能
 - ③不育治療
 - ・助成割合 50%（上限額 10 万円）
 - ・1年度につき1回、治療に要した期間（最大1年間）を対象に申請が可能

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
助成件数	350	295	515	165
助成金額	15,600	14,483	35,085	19,485

【目的】

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活にあわせた適切な支援や保健指導を行う。

【5年度目標】

- ・中学生、高校生を対象とした思春期保健事業について、関係機関と連携し、市内全ての中学校及び上越管内の高等学校での健康講座を実施する。
- ・助産師の健康相談室において母親等の不安を軽減できるよう支援する。

【実施内容】

(1) 助産師の健康相談室

- ・開設回数：週 4 回 月・木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
金曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- ・相談体制：電話及び来所による相談（来所相談は午前の開設時のみ）
- ・周知方法：市ホームページや各種子育て支援関連のパンフレットでの周知
妊娠届出時及び訪問、思春期保健事業等の事業を通じた周知

(2) 思春期保健事業

- ・中学校で「命、きずなを考える講座」を、高等学校で「思春期保健講座」を開催し、性の発達及びそれに伴う健康問題など、学年や実態にあわせた健康教育を実施する。

(単位：回)

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
命、きずなを考える講座	79	79	83	4
思春期保健講座	41	38	42	1

歳出科目（P208～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健センター管理運営費	39,922	35,199	4,723

主な財源		主な経費	
財産収入	3,134	報酬	188
諸収入	2,507	需用費	23,270
市債	1,300	委託料	9,812
一般財源	32,981	使用料及び賃借料	800
		工事請負費	4,749
		負担金補助及び交付金	841

【目的】

各種保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場として施設環境を整備し、市民の健康づくりを推進する。

【実施内容】

施設の保守点検や修繕工事等の維持管理を行う。

(1) 主な経費の内容

- ・燃料費、光熱水費 18,480
- ・営繕修繕料 4,440
 - 和式トイレから洋式トイレへの取替修繕（上越）
 - F Fファンヒーター取替修繕（中郷）
 - 空調用冷却水ポンプ交換修繕（板倉）
 - 階段踊り場排煙窓修繕（三和）
 - 2階廊下カーペット張替修繕（三和）
- ・委託料 9,812
 - 清掃業務委託料（上越、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、三和）
 - 機械警備業務委託料（上越、中郷、三和）
 - 冷暖房切替保守等業務委託料（上越、柿崎、大潟、中郷、板倉、三和）
 - 屋上等除雪委託料（安塚、中郷）ほか
- ・工事請負費 4,749
 - 1階空調設備更新工事（三和）
- ・負担金 841
 - 施設設備維持管理費用負担金（浦川原）
 - 施設修繕費負担金（浦川原）

※令和5年度のうち、一部の経費は4款1項1目の保健衛生総務費へ移行

(2) 保健センター別予算及び利用者数

(単位：人)

	当初予算		利用者数			比較増減 ②-①	備 考
	令和 4年度	令和 5年度	令和4年度		令和5年度 見込み②		
			当初計画 ①	実績 見込み			
上 越	8,380	8,762	3,700	4,700	4,000	300	
安 塚	2,423	2,950	0	0	0	0	保健センターとしての利用見込みはないが、1階部分を市が診療所として使用
浦川原	5,457	4,241	2,400	2,200	2,000	△400	
大 島	57	106	0	0	0	0	令和元年度末から休止中
柿 崎	1,211	1,383	5,207	2,750	1,600	△3,607	
大 潟	3,169	2,239	3,780	4,100	4,300	520	
吉 川	2,175	2,299	5,600	6,300	5,900	300	
中 郷	1,813	2,305	1,800	1,752	1,740	△60	
板 倉	5,235	6,824	2,300	1,900	2,050	△250	
三 和	3,289	8,813	2,750	1,900	2,100	△650	
名 立	1,990	-	0	-	0	-	令和4年度をもって廃止 (施設の維持管理費は保健衛生総務費に移行)
合 計	35,199	39,922	27,537	25,602	23,690	△3,847	

<令和5年度利用者数見込みの主な増減理由>

- ・浦川原保健センター
地域支え合い事業参加者及び成人健診利用者数の減に伴うもの
- ・柿崎保健センター
新型コロナウイルスワクチン接種会場等としての使用減によるもの
- ・大潟保健センター
新型コロナウイルス等の影響により中止となっていた各種教室等の再開が見込まれるもの
- ・三和保健センター
三和ふれあい食堂の利用者及びサロン参加者数の減に伴うもの

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P210～P211)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊産婦・子ども医療費助成事業	718,821	747,853	△29,032

主な財源		主な経費			
県支出金	167,695	報酬	2,944	役務費	1,144
繰入金	10,506	職員手当等	616	委託料	23,817
一般財源	540,620	共済費	668	扶助費	689,300

【目的】

妊産婦と子どもの医療費を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進する。

【実施内容】

(1) 妊産婦医療費助成

妊産婦の医療費について、医療機関等で支払う自己負担額の全額を助成する。

<助成件数及び助成額>

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
助成件数	11,454	10,427	10,093	△1,361
助成額	60,302	51,565	51,814	△8,488

[充](2) 子ども医療費助成

高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費について、自己負担額の一部を助成する。

※本人実質負担額：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※医療費の無料化の対象について、これまでの小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に加え、市民税非課税世帯の高校卒業相当の年齢まで拡充する。（令和5年9月から）

<助成件数及び助成額>

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
助成件数	344,766	312,105	328,939	△15,827
助成額	661,354	583,886	637,486	△23,868

歳出科目（P210～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
未熟児養育医療給付事業	6,066	6,313	△247

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,321	委託料	3
県支出金	1,160	扶助費	6,063
一般財源	2,585		

【目的】

生まれたときの体重が一定以下等により、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

生まれたときの体重が2,000グラム以下又は2,000グラムを超えていても医師の診断により一定の症状を有している乳児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成する。

(2) 給付期間

出生日から最長で満1歳の誕生日前日まで

(3) 給付件数及び給付額等

区分	令和4年度		令和5年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
給付件数	66	62	63	△3
給付人数	34	34	35	1
給付額	6,310	5,309	6,063	△247

歳出科目（P210～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
出産・子育て応援事業	108,227	0	108,227

主な財源		主な経費	
国庫支出金	70,100	報酬	1,400
県支出金	17,525	委託料	387
一般財源	20,602	共済費	315
		役務費	443
		負担金補助及び交付金	105,150

【目的】

妊娠から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフト」による経済的支援を一体的に実施し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる社会づくりを推進する。

【実施内容】

妊娠届出時から、「伴走型相談支援」として行う妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な相談、情報発信等の支援と、「出産・子育て応援ギフト」として行う妊婦や子育て世帯への経済的支援（現金支給）を一体的に実施する。

項目	伴走型相談支援	出産・子育て応援ギフト
概要及び実施時期	①面談による相談支援 ・妊娠届出時 ・妊娠8か月時（希望者等） ・出産後 ②随時の情報発信、相談対応	経済的支援 ・妊娠届出時、5万円 ・出生届出後、新生児1人につき5万円
事業名	母子保健事業	出産・子育て応援事業
担当課	健康づくり推進課	こども課

(1) 伴走型相談支援

① 妊娠届出時の面談（妊娠8週から10週前後まで）

母子健康手帳の交付の際に、安心して出産・子育てができるよう、妊娠に際しての体調や協力者の確認等について、面談及びアンケートの実施を通し、必要な支援につなげる。

② 妊娠期の面談（妊娠32週から34週まで）

妊娠8か月を迎える時点において、妊婦訪問やすくすく赤ちゃんセミナーなどの機会を活用し、出産・子育てに不安のある妊婦と面談を行うことにより、必要な支援につなげる。

③ 出産後の面談（出生届出後から乳児家庭訪問まで）

全ての家庭を訪問し、産後の体調や乳児の発育状況を確認するとともに、産後うつ病質問票や赤ちゃんへの気持ち質問票を活用して、産婦に対するメンタルケアを含めた相談や育児支援を継続的に行う。

※①～③は、当市においては、本事業導入前から既に取り組んでいたことから、これらの事業を本事業の伴走型相談支援として位置付けて実施するもの。母子保健事業（P79～80）の（伴走型相談支援対応）を参照

(2) 出産・子育て応援ギフト

(単位：人)

区 分	支給額	支給予定者数
出産応援ギフト（妊娠届出時）	5万円	1,043
子育て応援ギフト（出生届出後）	新生児1人につき5万円	1,060
合 計		2,103

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P210～P211)	4款1項3目	予防費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民健康診査事業	95,368	77,969	17,399

主な財源		主な経費	
県支出金	1,315	報酬	4,899
諸収入	57,780	給料	3,658
一般財源	36,273	共済費	1,974
		需用費	1,604
		役務費	7,835
		委託料	73,352

【目的】

予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、市民健康診査等を実施し、健診結果を基に適切な治療や栄養・運動等の生活指導、各種健康教育・相談につなぐことで、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。

【5年度目標】

健診対象者への健診日時・会場の指定、電話及びはがきによる受診勧奨、24時間予約可能なインターネット健診予約システムの活用などにより、受診しやすい環境を整えることで、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防につなげる。

<健康診査受診者の比較>

(単位：人)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
市民健康診査	1,070	1,135	1,220	150
後期高齢者健康診査	5,700	6,984	7,470	1,770
肝炎ウイルス検診	370	182	340	△30

<健康診査受診率の見込み、目標>

(単位：%)

区分	令和4年度見込み	令和5年度目標
市民健康診査	23.6	26.0
後期高齢者健康診査	23.2	23.6

※過去3年間の受診歴の有無により健診対象者を抽出

【実施内容】

(1) 市民健康診査、後期高齢者健康診査、肝炎ウイルス検診の実施

① 市民健康診査

令和5年度末の年齢が18歳から39歳までの人のうち、国民健康保険加入者、他保険被扶養者等及び18歳以上の生活保護受給者を対象に実施する。

② 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険制度加入者のうち要介護4又は5以外の人を対象に実施する。

③ 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の人で肝炎ウイルス検診未受診者を対象に実施する。

<自己負担金及び実施回数> (単位：円、回)

区 分	自己負担金	実施回数
市民健康診査	1,500	221
後期高齢者健康診査	無料	
肝炎ウイルス検診	700	

(2) 健康診査の受診者増加への取組

- ・令和 4 年度に市が実施した健康診査を受診した人に対し、あらかじめ日時・会場を指定した個別通知により受診勧奨を行う。
- ・初めて健康診査を受ける人にもわかりやすい健康診査カレンダーの作成を行うとともに、広報上越、市公式 SNS などを活用した周知を行う。
- ・モバイル端末等から 24 時間インターネット経由により健康診査の申込みができるインターネット健診予約システムを活用する。
- ・国民健康保険に新規加入した 18 歳から 39 歳の人や乳幼児健診に来られる保護者など若い世代が集まる機会を捉え、健康診査の重要性を周知し、受診勧奨を行う。
- ・生活保護世帯の健診対象者に対し、受診勧奨はがきの発送やケースワーカー訪問時に受診勧奨を行う。
- ・後期高齢者が医療機関で健康診査を受診できる環境を整備する。
- ・健康づくりポイント事業の活用により、健診受診者の増加を図る。
- ・未受診者に対するはがき送付や電話での勧奨により受診を促す。

歳出科目 (P210～P213)	4款1項3目	予防費
------------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
がん予防推進事業	156,477	149,521	6,956

主な財源		主な経費	
国庫支出金	877	報酬	2,819
諸収入	18,053	職員手当等	483
一般財源	137,547	共済費	611
		需用費	545
		役務費	5,035
		委託料	146,857

【目的】

各種がん検診を実施し、がんの早期発見に努め、精密検査が必要な人を医療機関の受診へつなぐことで早期治療に結び付ける。

【5年度目標】

検診対象者への検診日時・会場の指定や、モバイル端末から全てのがん検診の申込みが可能なインターネット健診予約システムの運用等により、市民ががん検診を受診しやすい環境を整備し、がん検診の受診率向上を目指す。

<令和4年度見込み>

(単位：人、%)

区分	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん	前立腺がん
対象者数	122,299	122,299	122,299	80,314	64,450	45,150
受診者数	7,362	14,035	16,309	5,328	4,304	4,326
受診率	6.0	11.5	13.3	6.6	6.7	9.6

(対象者数は令和4年3月31日現在の人口を基に算出)

<令和5年度計画>

(単位：人、%)

区分	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん	前立腺がん
対象者数	121,997	121,997	121,997	79,912	64,223	45,302
受診者数	7,860	14,600	16,420	5,360	4,310	4,930
受診率	6.4	12.0	13.5	6.7	6.7	10.9

(対象者数は令和4年12月31日現在の人口を基に算出)

※対象者数は、厚生労働省のがん検診実施の指針に基づき、40歳以上の全人口で算出

※子宮頸がん検診は20歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象

【実施内容】

(1) 各種がん検診の実施（年齢は全て5年度末時点）

＜胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診＞（単位：円、回）

区分	対象者	自己負担金	実施回数
胃がん	40歳以上	1,000	211
大腸がん		400	
前立腺がん	50歳以上の男性	2,400	

＜肺がん検診＞（単位：円、回）

区分	対象者	自己負担金	実施回数
胸部間接撮影	40歳以上	300	211
喀痰細胞診	40歳以上の高危険 群該当者	1,000	
胸部CT検診		6,400	随時

＜子宮頸がん検診・乳がん検診＞（単位：円、回）

区分	対象者	自己負担金	実施回数
子宮頸がん	集団検診	1,200	94
	施設検診（医療機関）	2,300	随時
乳がん	集団検診	1,600	129

＜受診者数の比較＞（単位：人）

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
胃がん	6,900	7,362	7,860	960
大腸がん	13,500	14,035	14,600	1,100
肺がん	16,200	16,309	16,420	220
喀痰	400	566	580	180
子宮頸がん	5,300	5,328	5,360	60
乳がん	4,300	4,304	4,310	10
前立腺がん	3,800	4,326	4,930	1,130
合計	50,400	52,230	54,060	3,660

(2) 各種がん検診の受診率向上への取組

- ・個別通知のほか、国民健康保険新規加入者や乳幼児健診時の保護者及び町内会等の健康講座参加者へ受診勧奨を実施する。
- ・民間生命保険会社と連携し、健康診査やがん検診の受診の必要性に関するチラシ等により、市内事業所等への啓発活動を行う。
- ・モバイル端末等から24時間インターネット経由によりがん検診の申込みができるインターネット健診予約システムを活用する。
- ・胃がん検診（40歳）を無料とするとともに、子宮頸がん検診（21歳）、乳がん検診（41歳）の無料クーポン券を配付し受診を促す。

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
結核検診事業	18,082	16,966	1,116

主な財源		主な経費	
一般財源	18,082	役務費	119
		委託料	17,963

【目的】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断として結核検診を実施し、結核の早期発見により市民の結核に対する不安の解消及び結核のまん延防止に努める。

【5年度目標】

結核検診の受診率の向上を目指す。

＜受診者数、受診率の見込み・計画＞ (単位：人、%)

区分	令和4年度見込み	令和5年度計画
対象者数	61,959	61,705
受診者数	13,767	13,860
受診率	22.2	22.5

※厚生労働省のがん検診実施の指針に基づき、65歳以上の全人口で対象者数を算出

※令和4年度見込みは令和4年3月31日現在、令和5年度計画は令和4年12月31日現在の人口から算出

【実施内容】

- ・65歳以上の市民を対象として結核検診（胸部間接撮影）を実施する。
- ・活動性肺結核による精密検査対象者に対しては、確実に受診につながるよう受診勧奨を行う。

＜自己負担金及び実施回数＞ (単位：回)

区分	結核検診（胸部間接撮影）
自己負担金	無料（69歳までは肺がん検診として300円負担）
実施回数	221

＜受診者数の比較＞ (単位：人)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
結核検診	13,000	13,767	13,860	860

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
訪問指導事業	19,304	8,792	10,512

主な財源		主な経費	
県支出金	139	報酬	5,037
諸収入	1,151	職員手当等	846
市債	2,000	需用費	843
一般財源	16,014	委託料	8,460
		使用料及び賃借料	301
		備品購入費	2,513

【目的】

健康診査等の結果から生活習慣病を発症するリスクがあると判定された人に、訪問指導を実施することにより、自らの身体の状態を理解した上で食生活や身体活動等の生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症と重症化予防のための行動ができるようにする。

【5年度目標】

健康診査等の結果から生活習慣病の発症と重症化のリスクがあると判定された対象者への訪問指導を実施する。そのうちⅡ度高血圧以上（160/100 mm Hg 以上）の人及び糖尿病領域（HbA1c6.5%以上）にある人等への継続した訪問指導を実施することにより重症化を予防する。

【実施内容】

(1) 重症化予防訪問（特定保健指導含む）

生活習慣病の重症化予防として、健診結果やレセプト情報を基に、市民一人一人の生活状況に合わせた保健指導を実施する。

(単位：人)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
訪問実人数	3,434	3,940	4,360	926
訪問延べ人数	3,846	4,450	5,010	1,164

(2) 高齢者健康支援訪問（3款1項5目の高齢者健康支援訪問事業から移行）

生活習慣病などが重症化して、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問により生活改善・向上のための働きかけを行うことで、介護予防を図るとともに、高齢者の心と体の健康の維持、増進を図る。

保健師や栄養士等による初回面談後、研修を受けた受託者による対象者宅の訪問等をおおむね3か月ごとに実施する。

(単位：人)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
訪問実人数	980	943	914	△66
訪問延べ人数	2,730	2,568	2,629	△101

(3) 健診受診勧奨

生活習慣病の重症化リスクを持つⅡ度高血圧以上（160/100 mm Hg 以上）の人及び糖尿病領域（HbA1c6.5%以上）にある人等のうち、健診未受診者に対し電話や訪問等で受診勧奨を実施する。

(4) 電気自動車の導入

購入後 22 年が経過した庁用自動車を環境に配慮した電気自動車に更新する。

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
予防接種事業	424,103	403,367	20,736

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	69	報酬	2,091
国庫支出金	10,335	共済費	297
諸収入	10	需用費	775
一般財源	413,689	役務費	3,834
		委託料	414,619
		扶助費	2,125

【目的】

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【5年度目標】

医療機関と連携し、積極的に接種勧奨を行い、各種予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 子どもの予防接種

対象者 定期接種対象者
 実施方法 委託医療機関での個別接種
 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 助成額 接種費用の全額

<接種率の見込み・計画>

(単位：%)

種類	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
四種混合	96.3	88.8	97.6	1.3
二種混合	86.0	95.5	86.6	0.6
麻しん風しん混合	1期	99.0	93.9	△3.1
	2期	94.0	99.0	0.2
日本脳炎（定期）	94.0	97.0	94.0	0.0
BCG	94.0	88.0	94.0	0.0
ヒブ	92.0	92.3	96.0	4.0
小児用肺炎球菌	92.0	92.2	95.9	3.9
水痘	94.0	85.1	94.4	0.4
B型肝炎	94.0	92.7	95.8	1.8
ロタウイルス	92.0	77.7	92.0	0.0
子宮頸がん*	23.9	21.6	21.6	△2.3

※定期接種対象年齢の小学6年生から高校1年生相当の女性及び接種勧奨の差し控えに伴い接種機会を得られなかった平成9年度から18年度生まれの女性に対して個別に接種勧奨を行う。

(2) 大人の風しん予防接種（任意接種）

対象者	市内に住所を有し、風しん抗体価が基準値未満で、次の①から③のいずれかに該当する者 ① 妊娠を希望する女性 ② 風しん抗体価が基準値未満である妊娠を希望する女性の夫又は同居者 ③ 風しん抗体価が基準値未満である妊婦の夫又は同居者 ※ただし、②と③については、次項(3)の対象者を除く。
実施方法	委託医療機関での個別接種
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
助成額	風しん単独：4,000円、麻しん風しん混合：6,000円
接種者数	180人

(3) 大人の風しん抗体検査・予防接種（定期接種）

① 抗体検査

対象者	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
実施方法	・委託医療機関での検査 ・特定健診や健康増進法に基づく健診での検査（市町村国保加入者や生活保護受給者） ・事業所健診での検査（健康保険等加入者）
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
助成額	検査費用の全額
受検者数	2,349人

② 予防接種

対象者	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性のうち抗体価が基準値未満の者
実施方法	委託医療機関での個別接種
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
助成額	接種費用の全額
接種者数	588人

歳出科目（P212～P215）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健指導事業	19,540	17,379	2,161

主な財源		主な経費	
県支出金	613	報酬	7,968
諸収入	6,681	職員手当等	1,008
一般財源	12,246	共済費	1,097
		報償費	1,228
		役務費	964
		委託料	3,560

上越市健康増進計画に基づき、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予防の啓発及び健康教育等により、高額な医療費を要し治療が長期化する傾向が強い脳血管疾患や心筋梗塞、慢性腎臓病等の発症予防と重症化予防を図り、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指すもの

○生活習慣病予防対策事業 15,466

【目的】

上越市健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進するため、市の健康課題の解決に向けた取組により、生活習慣病の発症及び重症化を予防する。

【5年度目標】

健康診査受診者のⅡ度高血圧以上（160/100mmHg以上）の人及び糖尿病領域（HbA1c6.5%以上）にある人の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 上越市健康増進計画の策定

国の「国民健康づくり運動プラン」の策定に呼応し、今後の市の健康増進施策の指針となる次期上越市健康増進計画（計画期間：令和6年度～令和17年度）を策定する。

(2) 健康づくり推進協議会の開催（5回）

健康づくり推進協議会を開催して、市の健康増進に係る施策の方針を協議するとともに、現行の上越市健康増進計画の評価を行い、次期計画の方針を協議する。

(3) 高血圧対策

脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、Ⅱ度高血圧以上の人の割合が高い傾向が見られる頸北地区において、健診時に尿中塩分測定を行い、保健指導を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携し、食環境の整備を含めた減塩の推進や家庭血圧測定の定着などを図る。

（単位：人）

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
尿中塩分測定	2,990	2,643	3,000	10

(4) 生活習慣病予防講座

・糖負荷検査（3回）

糖尿病等の生活習慣病予備群を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づく保健指導を行い、自ら健康管理ができるよう支援する。

・頸動脈エコー検査・尿中アルブミン検査（個別対応）

特定保健指導の積極的支援該当者等に動脈硬化の状態を確認するための検査を行い、医療機関への受診や生活習慣等の改善につなげる。

（単位：人）

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
糖負荷検査	45(2)	45(2)	51(2)	6(0)
頸動脈エコー検査・ 尿中アルブミン検査	30(2)	30(2)	40(2)	10(0)

※（ ）内の値は、国民健康保険加入者以外の人数

(5) 健診会場での保健指導

市が実施する健診会場で健診結果を活用した具体的な個別指導を行う。

（単位：回、人）

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回 数	211	116	221	10
参加者	21,100	19,100	22,100	1,000

(6) 健診結果説明会での保健指導

経年の健診結果から自らの健康状態を確認し、重症化予防のために生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

（単位：回、人）

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回 数	320	277	320	0
参加者	5,000	4,800	5,000	0

(7) 健康講座、健康相談会

地域や職域の健康課題に沿った健康講座等を実施する。特に高血圧対策とあわせて高血圧予防をテーマとした講座を展開していく。

（単位：回、人）

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回 数	300	250	300	0
参加者	8,000	5,000	8,000	0

(8) たばこと健康

生活習慣病の重大な危険因子である喫煙による健康被害を減少させるため、未成年者の喫煙防止や成人及び妊婦の禁煙を支援する。

(9) 働き盛り世代の健康づくりの推進

・企業等との連携による健康支援の取組

商工会議所や商工会等に働きかけ、中小事業所等における健康講座を行うとともに、民間保険会社と連携し、健康診査やがん検診、生活習慣病予防に関する啓発チラシを配布する。

・企業看護職との連携による健康支援の取組

健康保険組合や健診実施機関等の看護職を対象とする研修会を上越保健所と連携し開催する。

・全国健康保険協会新潟支部との連携協定に基づく取組

人工透析予防サポート事業等を実施する。

・健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりに関する取組に対しポイントを付与し、市温浴施設等の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品の地場産品などを贈呈する。

(単位：人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
取組参加者	1,900	3,045	3,200	1,300

・健康DX事業

マイナポータルの健診結果を活用する仕組みを構築し、健診結果の可視化を行い、市民自身が身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、機能を通じてより健康な状態で生活できるよう支援する。

(10) 学校血液検査保健指導

・学童期からの生活習慣病予防教育の推進

小学5年生及び中学2年生並びにその保護者に対して、養護教諭や栄養教諭等と連携しながら、食べ物と血液の関係について学習する機会を設け、自ら生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

(単位：校)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
小学校	47	46	47	0
中学校	22	20	22	0

○健康づくり地域支援事業 493

【目的】

地域の健康課題を明らかにし、地域によって異なる健康課題に沿った健康づくり活動が自発的に行われるように、上越市健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進する。

【5年度目標】

健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が主体的に健康づくり活動を推進できるよう支援する健康づくり推進活動チーム研修会の参加者 1,240 人を旨す。

【実施内容】

- ・健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が地域における主体的な活動を展開できるよう、各地区において健康づくり推進活動チーム研修会を年1回開催する。
- ・食生活改善推進員及び運動普及推進員の新規会員には養成講座を開催し、現会員には高血圧に重点を置いた生活習慣病重症化予防に向けた育成研修会を開催する。

＜健康づくり推進活動チーム研修会＞ (単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回数	31	30	31	0
参加者	1,250	1,190	1,240	△10

＜食生活改善推進員及び運動普及推進員養成講座受講者＞ (単位：人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
食推	35	15	20	△15
運推	20	10	15	△5

＜食生活改善推進員育成研修会＞ (単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回数	4	7	21	17
参加者	120	131	350	230

※市内4ブロックに分け実施、高血圧改善重点取組地区である頸北地区は各地区ごとに実施、3回コースとする。

＜運動普及推進員育成研修会＞ (単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回数	6	6	6	0
参加者	150	135	145	△5

○食生活改善事業 2,439

【目的】

市民が健康な身体づくりのために、バランスの取れた食習慣の大切さを理解し、生活の中に取り入れることができるよう、地域ごとの特徴や実情を踏まえた活動を支援することで、生活習慣病予防につなげる。

【5年度目標】

乳幼児の保護者及び健診結果説明会等の参加者が、子どもの発育・発達にあわせた食べ方や自分自身の身体にあった食べ方を理解し、食習慣を選択できるよう支援することで、適正体重の人の割合を増やす。

【実施内容】

(1) 生活習慣病予防教室

健診結果説明会や地区の健康講座等の会場で、生活習慣病予防のガイドラインに基づく1日の食品の基準量を展示し、食生活の見直しを支援する。

また、高血圧予防に重点を置き、塩分の目安量や減塩食品の展示等を実施する。

(単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回数	371	316	397	26
参加者	18,600	5,200	16,700	△1,900

(2) 元気っこ教室

乳幼児健康診査等の会場で、年齢にあわせた1日の食品の基準量を展示し、子どもの発育・発達にあった食生活の実践を支援する。

(単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
回数	96	95	96	0
参加者	2,300	2,200	2,300	0

○身体機能維持支援事業 911

【目的】

市民が身体活動・運動の大切さを理解し、習慣付けるような行動変容を促すとともに、若い頃から自分の身体に関心を持ち、身体活動の増加を図るよう意識付けることにより、生活習慣病や身体機能の低下を予防する。

【5年度目標】

身体活動・運動普及活動の継続並びに健康づくりポイント事業の活用により運動習慣のある人(※)を増やす。

※1 20歳から74歳については、歩行又は身体活動を1日1時間以上実施している人、1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している人

※2 75歳以上については、ウォーキング等の運動を週に1回以上実施している人

【実施内容】

(1) 体力測定活動

保育園や子育てひろば等で保護者の握力測定を実施し、身体活動の増加、運動習慣の動機付けや定着を図る。

年間予定回数：41回、予定参加者数：920人

(2) 運動普及活動

健診結果説明会等で健診結果を確認しながら、運動や血圧の資料を用いた啓発を行うことにより、適正体重の維持や血圧管理の必要性について理解を促し、運動の動機付けや生活習慣病予防・フレイル予防につなげる。

年間予定回数：107回、予定参加者数：2,400人

[新]○地域独自の予算事業 231

- ・「こ食」解消で健康な身体づくり事業（中郷区）

孤食、子食、個食、固食、小食、濃食、粉食などの「こ食」に起因する栄養不足や肥満などの生活習慣病のリスクを回避するため、「(仮称) さとまる食堂」を開設する。

実施主体：一般社団法人中郷区さとまる学校

※ 99 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和4年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和3年度3月補正予算額	当初予算額	合計	
28,918	19,540	48,458	0	17,379	17,379	31,079

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目（P214～P215）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者予防接種事業	160,620	160,686	△66

主な財源		主な経費	
一般財源	160,620	需用費	125
		役務費	683
		委託料	159,763
		扶助費	49

【目的】

予防接種法に基づき、65歳以上の市民及び一定の基準を満たす60歳以上65歳未満の市民を対象に予防接種を実施し、疾病の発症や重症化を予防する。

【5年度目標】

肺炎球菌予防接種の定期接種対象者への個別通知を実施するほか、広報上越や市ホームページ、委託医療機関による周知を図り、予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 季節性インフルエンザ

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が満65歳以上の人
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額5,267円（自己負担なし）
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,707円
（自己負担額1,560円）

⑥ 接種率の見込み・計画

（単位：人、%、ポイント）

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
対象者数	62,102	62,102	61,832	△270
接種者数	41,341	41,274	41,118	△223
接種率	66.6	66.5	66.5	△0.1

(2) 肺炎球菌感染症

① 助成対象者

- ・令和5年度末時点の年齢が満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人
- ・令和5年度末時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人

② 接種方法 委託医療機関での個別接種

③ 接種期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

④ 接種回数 生涯で1回

⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額8,193円(自己負担なし)
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,493円
(自己負担額4,700円)

⑥ 個別通知 助成対象者に対して、個別通知を実施する。

⑦ 接種率の見込み・計画

(単位：人、%、ポイント)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
対象者数	8,774	8,774	9,520	746
接種者数	1,904	1,251	1,866	△38
接種率	21.7	14.3	19.6	△2.1

歳出科目（P214～P215）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
歯科保健事業	13,645	12,952	693

主な財源		主な経費	
県支出金	2,579	報酬	1,526
一般財源	11,066	委託料	5,420
		需用費	184
		負担金補助及び交付金	
		役務費	1,324
			4,959

【目的】

上越市歯科保健計画に基づき、生涯を通じて歯や口腔の健康状態を保ち、生活の質（QOL）を維持・向上させるため歯科疾患の発症予防及び重症化予防の取組を推進する。

【5年度目標】

- ・生涯を通じてかかりつけ歯科医を持つことと定期的な受診の重要性について啓発し、過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合50%以上を目指す。
- ・歯科健康診査の受診率向上を目指す。

【実施内容】

(1) 上越市歯科保健計画の策定

これまでの歯科保健に係る取組の検証と現状からみた課題や今後の施策の方向性を検討し、上越市歯科保健計画（計画期間：令和6年度～令和17年度）を策定する。

(2) 歯科健康診査事業

① 歯科医院やイベント等で行う歯科健康診査

成人歯科健康診査業務委託のほか、幼児健康診査やお口の健康フェスタにおいて、歯科健康診査やブラッシング指導等を行う。

事業名		対象者
成人歯科健康診査業務委託		令和5年度末の年齢が20歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の人、妊婦とその夫
歯と歯ぐきの健康診断	幼児健康診査	18歳以上の希望者
	お口の健康フェスタ	希望者

<事業内訳>

(単位：%、件、ポイント)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②-①
	当初計画①	実績見込み		
成人歯科健康診査受診率	7.8	7.6	7.9	0.1
歯と歯ぐきの健康診断	400	200	400	0

② 受診率向上に向けた取組

- ・ 歯周疾患が全身の健康に影響を与えることなど、定期的な歯科健康診査や歯・口腔ケアの必要性について、広報上越や保育園等での健康講座において周知する。
- ・ 健康づくりポイント事業の活用により歯科健康診査受診者の増加を図る。
- ・ 民間保険会社との連携協定により、歯科健康診査の受診や口腔ケアの必要性の啓発を行う。

(3) 健康教育・健康相談

① すくすく赤ちゃんセミナーにおける啓発

妊娠期における歯周病が早産や低出生体重児のリスクとなることから、口腔ケアの必要性等を伝え、歯周病予防の意識付けを行う。

② 歯周病予防講座

保育園等において、歯周病の予防効果がある若い世代に対し、歯科衛生士による講話を行い、子どものむし歯予防に加え、保護者等の歯や口腔の健康管理の実践につなげる。

<事業内訳>

(単位：回、人)

区 分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
歯周病予防講座	10	14	10	0
実施者数	250	300	250	0

③ 高校生を対象とした歯肉炎予防講座

歯周病の発症が低年齢化しているため、歯科衛生士による講話を行い、規則的な生活リズムと食習慣の形成、口腔ケアの定着を図る。

④ 地区の健康講座や健診結果説明会等における啓発

成人歯科健康診査事業や健康講座など様々な機会を通じ、幅広い年代に対して、定期的な歯科健康診査や歯・口腔ケアの必要性等について啓発を行う。

(4) 障がい者歯科診療センター負担金

上越歯科医師会が運営する休日歯科・障害者歯科診療センターにおける障害のある人の診療体制を確保するため、妙高市及び糸魚川市と共に負担金を交付する。

歳出科目（P214～P215）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こころの健康づくり推進事業	406	273	133

主な財源		主な経費	
県支出金	174	報酬	30
一般財源	232	報償費	290
		旅費	39
		需用費	4
		負担金補助及び交付金	43

【目的】

上越市自殺予防対策推進計画に基づき、精神保健や自殺予防対策に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりなど、自殺予防対策を総合的に推進し、自殺者の減少を図る。

【5年度目標】

- ・地域の自殺の実態に即した体制づくりのために、地区講座等の啓発活動を実施し、自殺予防を地域で取り組む必要性があると思う人を増やす。
- ・関係機関と連携を図り、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 上越市自殺予防対策推進計画の策定

これまでの自殺予防対策に係る取組や今後の施策の方向性等の検討を行い、上越市自殺予防対策推進計画（計画期間：令和6年度～令和17年度）を策定する。

(2) 自殺予防についての啓発

民生委員や一般市民等を対象とした相談窓口の周知を図るとともに、町内会や企業等において、地域の実態に即した自殺の課題や自殺予防の取組について話し合う講座等を実施する。

(3) 相談支援

- ・上越保健所や上越地域のちとこころの支援センターと連携しながら、電話や面談、家庭訪問による相談を行い、必要に応じて医療機関などの関係機関へつなぐ。
- ・地域や行政の関係機関が自殺の実態を共有し、自殺予防に向けた取組について協議するため、上越市自殺予防対策連携会議を開催する。

歳出科目（P216～P217）	4款1項4目	環境衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
畜犬管理事業	4,971	4,570	401

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	4,365	報酬	2,545
諸収入	606	共済費	315
		需用費	195
		役務費	548
		委託料	504
		使用料及び賃借料	449

【目的】

畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種を徹底させるとともに、動物愛護の精神及び犬や猫等の飼い主のマナーについて広く啓発し、動物と快適に共生できる環境づくりを推進する。

【5年度目標】

- ・犬の新規登録手続や、犬、猫等の飼い方のマナーについて、広報上越や啓発チラシの町内会班回覧等により啓発し、適正な飼育を推進する。
- ・犬や猫の苦情相談について、関係機関と連携して対応し、早期に解決する。
- ・狂犬病発生につながるリスクを排除するため、犬の飼い主への個別通知の発送や広報上越等による啓発により、予防注射接種率の向上を図る。

【実施内容】

(1) 畜犬の登録管理

未接種登録犬の飼い主への督促状の発送や、所在不明犬の電話等による実態把握及び登録台帳の整理を行う。

(2) 狂犬病予防集合注射の実施

上越動物保護管理センターや獣医と連携し、4月上旬から中旬までの間、市内約100会場で狂犬病予防のための集合注射を実施する。

<狂犬病予防注射の見込み・計画>

(単位：頭、%、ポイント)

区分	令和4年度		令和5年度 計画②	比較増減 ②－①
	当初計画①	実績見込み		
登録頭数	6,509	6,538	6,371	△138
予防注射頭数	6,165	6,104	6,024	△141
予防注射接種率	94.7	93.4	94.6	△0.1

(3) ペットの飼い主に対する適正飼育の啓発

広報上越や啓発チラシの町内会班回覧等により、犬や猫等の飼い主に対する適正飼育の啓発を行う。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 号
提 出 課	国保年金課

令和 5 年度上越市国民健康保険特別会計予算の概要

1 事業の目的

被用者保険等に参加していない 75 歳未満の市民を対象とする国民健康保険事業を的確に運営し、加入者に対して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査等を実施し、加入者の健康維持・増進を図る。

2 事業の概要

(1) 国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険者は国民健康保険税を世帯主から徴収することとされている。また、公費を除く国保事業の財源は、原則として国民健康保険税で賄うこととされている。
- ・令和 5 年度の税率は、保険給付費の推移や収納率などを基に算定した結果、現行の保険税率で不足する保険給付費などについて財政調整基金を活用することで対応し、現行税率を「据置き」とする。
- ・団塊の世代の後期高齢者への移行等を踏まえ、被保険者数を 31,853 人と推計し、国民健康保険税の予算額を 27 億 8,006 万円、対前年度比 1 億 3,746 万円の減と見込んだ。

(2) 保険給付

- ・保険給付費は、被保険者数の減少を踏まえ、対前年度比 7.3%減の 118 億 3,178 万円とした。
- ・保険給付については、法に基づき給付が必要な被保険者に対して保険給付を行うとともに、健康保険法施行令の一部改正を受け、出産育児一時金の支給額を 50 万円に増額するほか、葬祭費の支給額を他市町村に合わせ 5 万円に増額する。また、レセプトの点検や交通事故等の第三者行為による求償等を適切に行うことで、保険給付の適正化に努める。

(3) 保健事業

- ・保健事業は、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期特定健康診査等実施計画に基づく事業を実施し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることで国民健康保険財政の健全化を目指す。また、令和 6 年度を始期とする第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画の策定を進める。
- ・新型コロナウイルス感染への不安による受診控えの影響により低下した特定健康診査の受診率をコロナ禍前の数値に回復させるため、前年度の特定健康診査受診者には市があらかじめ健診日時・会場を指定し案内するほか、過去 3 年間に人間ドックの受診歴がある人に受診勧奨を行うなど受診率向上に向けた取組を行う。
- ・引き続き感染症の感染予防を図りながら特定健康診査を実施し、予防可能な糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症と重症化の予防を目指す。

3 令和5年度当初予算

(1) 予算額内訳

○ 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度当初予算額		比較増減	
			構成比		前年度比
1 国民健康保険税	2,917,529	2,780,069	17.1	△137,460	△4.7
現年分	2,791,687	2,676,899	16.5	△114,788	△4.1
滞納繰越分	125,842	103,170	0.6	△22,672	△18.0
2 使用料及び手数料	1,854	1,553	0.0	△301	△16.2
3 国庫支出金	1	1	0.0	0	0.0
4 県支出金	13,065,994	12,146,273	74.7	△919,721	△7.0
普通交付金	12,750,149	11,810,434	72.6	△939,715	△7.4
特別交付金	315,844	335,838	2.1	19,994	6.3
保険者努力支援分	111,378	119,628	0.7	8,250	7.4
特別調整交付金分	97,662	112,758	0.7	15,096	15.5
県繰入金分	54,656	54,656	0.4	0	0.0
特定健診等負担金分	52,148	48,796	0.3	△3,352	△6.4
財政安定化基金交付金	1	1	0.0	0	0.0
5 財産収入	18	18	0.0	0	0.0
6 繰入金	1,220,783	1,224,158	7.5	3,375	0.3
一般会計繰入金	1,178,246	1,175,035	7.2	△3,211	△0.3
基金繰入金	42,537	49,123	0.3	6,586	15.5
7 繰越金	70,034	56,260	0.4	△13,774	△19.7
8 諸収入	55,760	52,449	0.3	△3,311	△5.9
9 市債	1	1	0.0	0	0.0
合 計	17,331,974	16,260,782	100.0	△1,071,192	△6.2

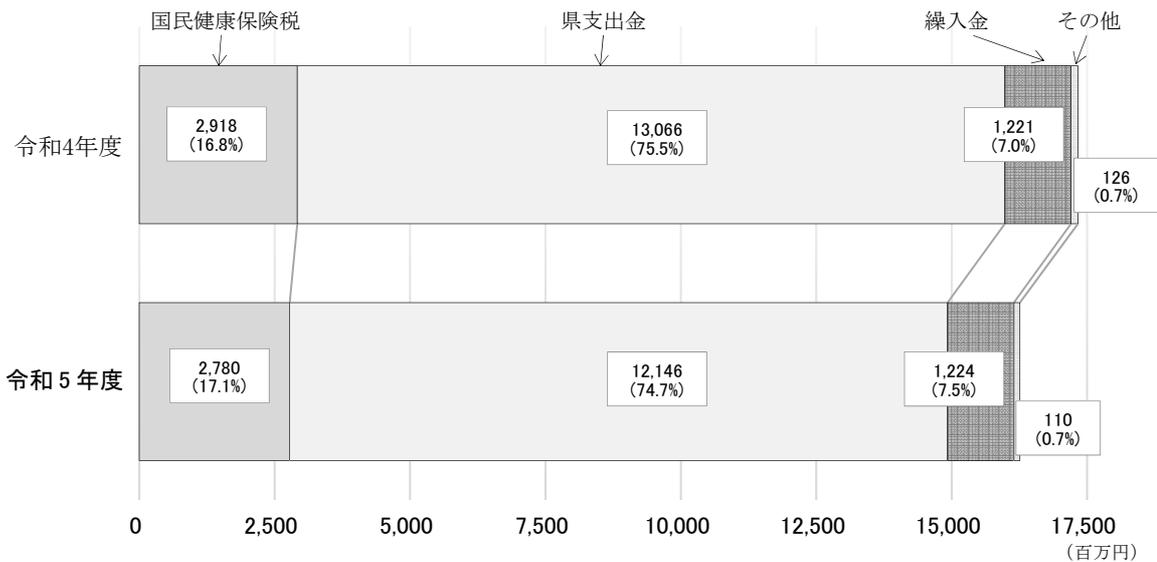
○ 歳出

(単位：千円、%)

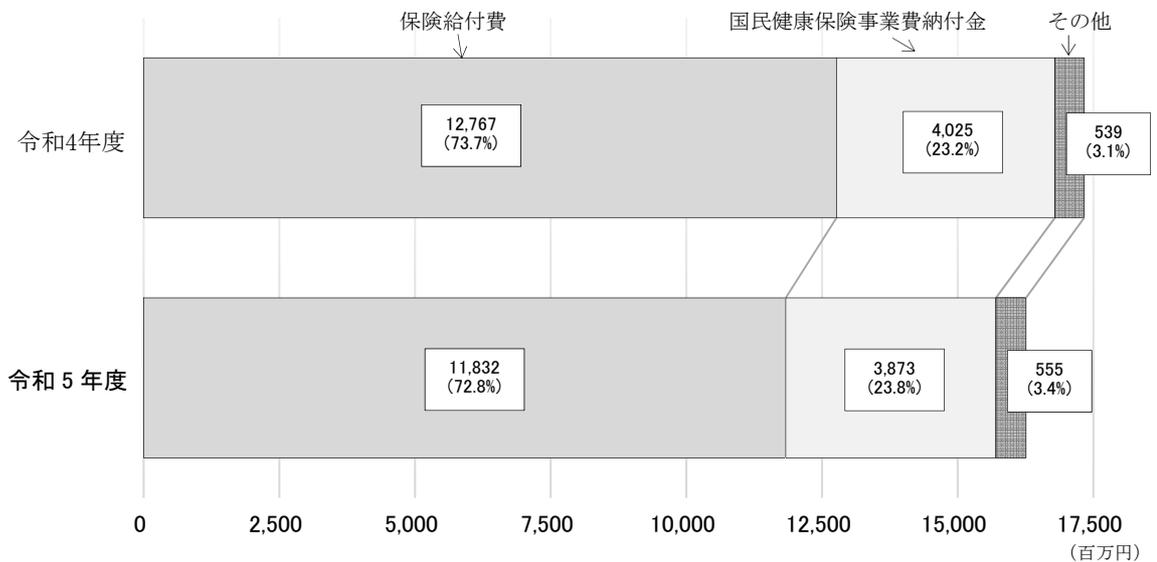
区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度当初予算額		比較増減	
			構成比		前年度比
1 総務費	188,211	174,345	1.0	△13,866	△7.4
2 保険給付費	12,766,668	11,831,785	72.8	△934,883	△7.3
療養諸費	12,701,272	11,766,018	72.4	△935,254	△7.4
一般分	12,701,161	11,766,013	72.4	△935,148	△7.4
退職分	111	5	0.0	△106	△95.5
その他	65,396	65,767	0.4	371	0.6
3 国民健康保険事業費納付金	4,024,524	3,873,581	23.8	△150,943	△3.8
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	190,358	213,073	1.3	22,715	11.9
6 基金積立金	35,036	28,150	0.2	△6,886	△19.7
7 公債費	1	1	0.0	0	0.0
8 諸支出金	97,175	109,846	0.7	12,671	13.0
9 予備費	30,000	30,000	0.2	0	0.0
合 計	17,331,974	16,260,782	100.0	△1,071,192	△6.2

(2) 予算額構成比

○歳入（令和5年度総額 16,260,782）



○歳出（令和5年度総額 16,260,782）



(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

内 訳		令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
法定 内 繰 入	保険基盤安定繰入金	834,471	829,007	813,560
	未就学児均等割保険料繰入金	—	4,202	4,450
	職員給与費等繰入金	185,855	185,195	173,797
	出産育児一時金等繰入金	11,612	14,560	17,334
	財政安定化支援事業繰入金	159,923	165,894	165,894
合 計		1,191,861	1,198,858	1,175,035

(4) 国民健康保険特別会計財政調整基金の状況 (単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
基金繰入金（取崩し）	43,595	3,719	49,123
基金積立金（積立て）	70,798	56,345	28,150
年度末基金残高	912,562	965,188	944,215

※ 「年度末基金残高」は前年度の「年度末基金残高」から「基金繰入金（取崩し）」を減じ、「基金積立金（積立て）」を加えた額

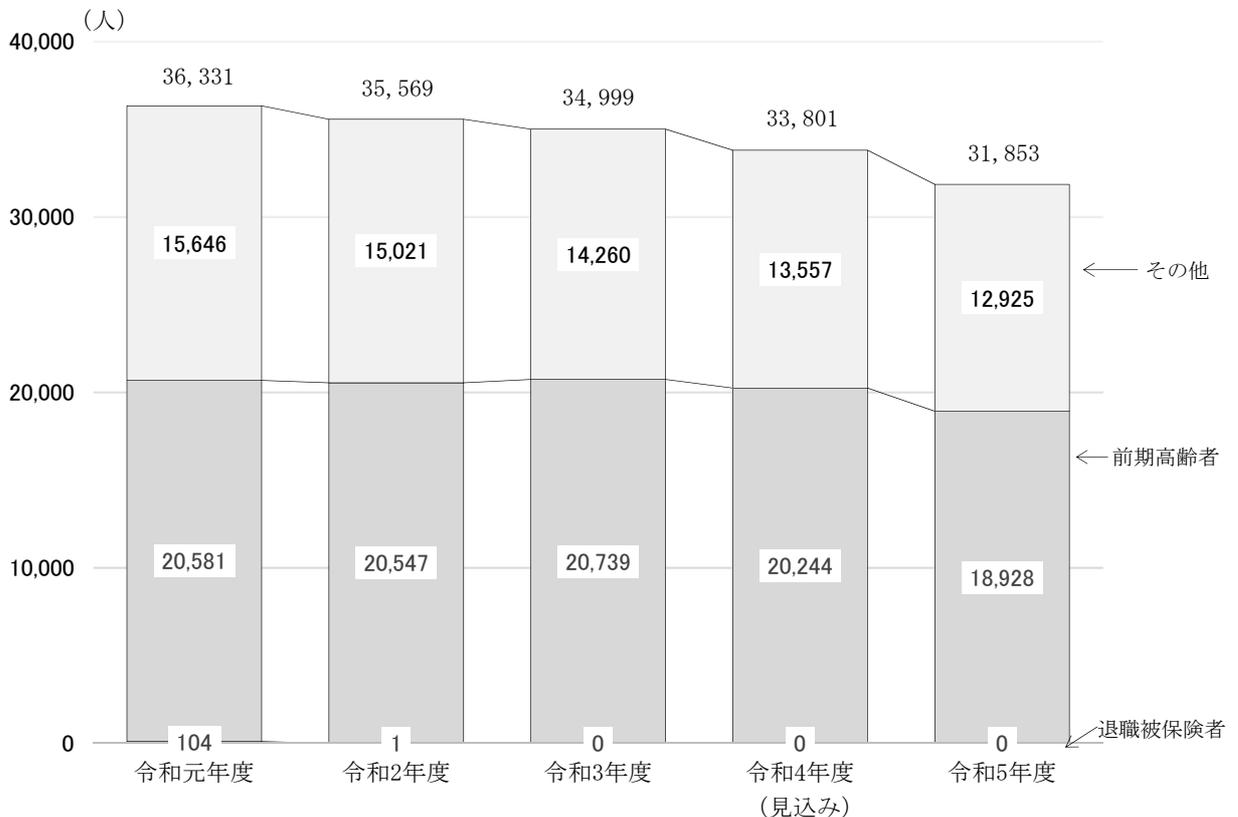
4 加入者（被保険者）等の推移 (単位：世帯、人、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
加入世帯数	23,548	23,312	23,144	22,550	21,698
被保険者総数	36,331	35,569	34,999	33,801	31,853
一般被保険者	36,227	35,568	34,999	33,801	31,853
前期高齢者 (65歳～74歳)	20,581	20,547	20,739	20,244	18,928
退職被保険者	104	1	0	0	0
国保加入率	19.0	18.8	18.7	18.3	17.4

※ 加入世帯数、被保険者数は3月末から翌年2月末までの年間平均

※ 国保加入率は、被保険者総数を12月31日現在の住民基本台帳人口で除した。

※ 退職者医療制度は、平成26年度をもって廃止され、経過措置対象者が全て65歳に達する令和2年3月末で0人となった。



5 令和5年度に予定する国民健康保険制度の改正内容

(1) 課税限度額の見直し

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げる（医療給付費分・介護納付金分課税は変更なし）。

区 分	令和4年度	令和5年度	影響世帯	影響見込額
医療給付費分	65万円	65万円	—	—
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	206世帯	378万円
介護納付金分	17万円	17万円	—	—
合 計	102万円	104万円	206世帯	378万円

※ 令和4年12月末時点での試算

(2) 保険税の軽減判定所得基準額の見直し

国民健康保険税の均等割額及び平等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直すもの

＜保険税の軽減判定所得基準額＞

軽減割合	現行の要件	改正後の要件
7割	基礎控除（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし
5割	43万円 + (28.5万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + (29万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円 + (52万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + (53.5万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える者、又は公的年金等の収入額が65歳未満で60万円を、65歳以上で125万円を超える者をいう。

※ 波線部は、給与所得者等の数が2以上の場合に計算する。

＜影響世帯数・影響見込額＞

軽減割合	影響世帯	影響見込額
2割軽減→5割軽減へ	69世帯	164万円
軽減なし→2割軽減へ	170世帯	267万円
合 計	239世帯	431万円

※ 令和4年12月末時点での試算

6 国民健康保険税

(1) 保険税率

(単位：％、円)

区 分	保険税率・額			1人当たり 調定額
	所得割率	均等割額	平等割額	
医療給付費分	7.50	19,400	26,000	61,046
後期高齢者支援金等分	2.43	10,700	—	19,106
介護納付金分	2.33	13,800	—	22,596
合 計	—	—	—	102,748

※ 1人当たり調定額は令和4年度国民健康保険税賦課状況調査票での報告額

(2) 収納対策

① 収納体制

- ・納入促進員を配置し、きめ細かな臨戸訪問を実施する。
- ・新潟県地方税徴収機構との連携による収納を実施する。
- ・予定収納率 96.1% (現年度分)

② 納税相談の実施と柔軟な対応

- ・年度始め及び年度末の休日に納付受付を行う。
- ・収納課が行う一斉催告後、国保年金課において電話催告を行う。
- ・短期証及び資格証明書発行者を含む滞納者に対しては、家庭状況や就労状況等の事情を聴き取り、納税計画の作成や分割納付の相談に応じるなど、個別に柔軟な対応を行う。
- ・口座振替を推進するとともに、従来の窓口納付、コンビニエンスストア決済及びスマートフォンアプリ決済に加えて、令和 5 年度から二次元コードを用いた決済やクレジットカード決済等共通納税システムを介した納付方法の導入を予定しており、更なる納税者の利便性向上を図る。

③ 口座振替率の向上

収納率の向上を図るため、口座振替の件数の増加に向け、令和 5 年度の口座振替率の目標を 71.0%とする。

(単位：%)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 見込み
口座振替率	71.8	70.7	70.4

※ 年度末時点

7 保険給付

(1) 保険給付費と 1 人当たり保険給付費

① 保険給付費

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度 見込み	令和 5 年度 予算
総 額	12,384,707	12,430,038	11,766,018
一般被保険者	12,384,657	12,430,038	11,766,013
前期高齢者 (65 歳～74 歳)	8,678,953	7,997,251	6,991,715
退職被保険者	50	0	5

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

※ 退職被保険者は 0 人であるが、遡及給付分の見込み額を計上している。

② 1 人当たり保険給付費

(単位：円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度 見込み	令和 5 年度 予算
総 額	353,859	367,742	369,385
一般被保険者	353,857	367,742	—
前期高齢者	418,485	395,043	—
退職被保険者	—	—	—

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

(2) 出産育児一時金【1件当たり50万円（産科医療補償制度活用時）】（単位：件、千円）

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
給付件数	42	52	52
給付総額	17,417	21,840	26,000

※ 給付総額には、出産育児一時金審査委託料を含まない。

※ 令和4年度までは1件当たり42万円

(3) 葬祭費（1件当たり5万円）（単位：件、千円）

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
給付件数	282	264	285
給付総額	11,280	10,560	14,250

※ 令和4年度までは1件当たり4万円

(4) 医療費通知 2,768

被保険者に対し、健康の大切さや自身の健康管理への意識の向上を図るとともに、医療費の実態を理解していただくため、医療費通知を送付する。

区 分	内 容
発行回数	年1回（1月）
通知内容	受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局の別、日数、医療費の総額、国民健康保険の負担額、公費等の負担額、患者負担額
発送数	24,587件（見込み）

※ 令和3年度：22,724件、令和4年度見込み：24,587件

(5) ジェネリック医薬品の利用促進 693

① ジェネリック医薬品差額通知 491

ジェネリック医薬品に対する理解の向上及び利用促進を目的に、ジェネリック医薬品のある先発医薬品が処方されている被保険者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の削減効果額を試算したお知らせを送付する。

区 分	内 容
発行回数	年2回（7月、3月）
通知内容	医薬品名、自己負担額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減される自己負担額
抽出条件	・先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合、差額の合計が100円以上で投与期間が14日以上であること等（腫瘍用薬・精神神経用剤を除く）
発送数	5,108件（見込み）

※ 令和3年度：5,434件、令和4年度見込み：5,108件

[新]② ジェネリック医薬品希望シールの配付 202

お薬手帳や被保険者証にシールを貼付することで、被保険者がジェネリック医薬品を希望していることを医療機関や薬局等に意思表示ができるよう、被保険者証の年次更新時に被保険者証の送付にあわせて配付する。

区 分	内 容
配付回数	年 1 回 (7 月)
シールの内容	・ジェネリック医薬品を希望することが記載されたシール ・1枚のシールにお薬手帳用シール4枚、被保険者証用シール8枚
配付数	23,000枚(見込み)

8 保健事業

(1) 特定健康診査 154,802

被保険者の健康の維持増進と予防可能な糖尿病、高血圧、脂質代謝異常症、肥満等の生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、特定健康診査を実施する。

対象者	24,833人(40歳以上の被保険者のうち施設入所者等を除く)
目標受診率	48.5%(法定報告値)
自己負担金	1,500円(40歳、50歳、60歳及び70歳以上は無料)
検査項目	腹囲測定、心電図検査、眼底検査、問診、理学的検査、身長・体重・BMI測定、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、貧血検査、※腎機能検査、※血糖検査、※血清尿酸検査 (※は、市独自でクレアチニン検査、尿素窒素、HbA1c検査及び血清尿酸検査を実施)

- ・目標受診率については、上越市保健事業実施計画(データヘルス計画)で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値(毎年12月頃に前年度の数値が確定する)

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画目標値	40.1	43.6	46.3	48.5
法定報告値	41.4	44.7	46.3(見込み)	—

① 受診率向上に向けた取組

- ・令和4年度に特定健康診査を受診した被保険者に対して、市があらかじめ健診日時・会場を指定し、通知する。
- ・国保の加入手続きが増加する4月の繁忙期を中心に、窓口で健診予約システムを活用した受診勧奨を実施する。
- ・未受診者全員に受診勧奨通知を送付するとともに、保健師や栄養士から未受診者への個別連絡や健康講座等による受診勧奨を実施する。
- ・特定健康診査は医療機関で治療中の人にも対象になるため、各医療機関に対して診療情報の提供を依頼するとともに、受診率向上に向けた協力を要請する。
- ・JAや商工会が斡旋する健診の受診者に対して、市へ健診結果(データ)の提供を働きかけるとともに、保健指導の実施により重症化の予防を図る。
- ・年代ごとのライフサイクルにあわせて、土曜日健診、がん検診との同日実施や健診回数増、保育ルームの設置により受診機会の確保と受診しやすい環境を整備する。

② 高血圧改善に向けた取組

- ・脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、引き続き、頸北地区をモデル地区として、健康診査時に尿中塩分測定を行い、保健指導を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携を強化し、減塩の推進や家庭血圧測定の定着などを図る。
- ・3年間の取組を評価し、令和6年度以降の実施内容について検討する。

(2) 特定保健指導 10,954

全ての特定健康診査受診者を対象に健診結果説明会を実施する。その後、特定保健指導（国の基準により、「動機づけ支援」「積極的支援」に区分）の該当者を抽出し、対象者が自らの健康課題を認識し、主体的に生活習慣の見直しに取り組み、継続して自己管理を行うことで生活習慣病の予防や健康的な生活を維持できるよう、保健指導を実施する。

- ・対象者数 927人
- ・目標実施率 63.0%（法定報告値）

（単位：％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画目標値	60.0	61.0	62.0	63.0
法定報告値	61.7	63.3	62.0(見込み)	—

- ・目標実施率については、上越市保健事業実施計画（データヘルス計画）で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値（毎年12月頃に前年度の数値が確定する）

(3) 生活習慣病予防対策 37,733

被保険者の健康増進及び疾病予防の実践を推進し、生活の質（QOL）の向上を目指すため、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予備群の対象者等に対し、改善すべき課題と改善に向けた支援を実施する。

① 糖尿病・高血圧・心房細動等の重症化予防の取組

生活習慣病の重症化による心疾患、脳血管疾患等を予防するため、生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人のレセプトと健診受診状況を突合し、健診の受診勧奨や医療中断・服薬確認を確実に実施し、重症化を予防する。

② 健診受診者に対する保健指導

全ての特定健康診査受診者を対象に健診結果説明会や訪問等で保健指導を実施し、健診結果データから自己管理と生活改善を促すことで重症化を予防する。

また、健診結果から生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人を対象に個別保健指導（重症化予防訪問）を実施し、適切な治療と生活改善に結び付けることにより重症化予防を推進する。

③ 生活習慣病予防講座

- ・糖負荷試験検査（3回）

糖尿病等の生活習慣病の予備群の人を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づく保健指導を行い、自ら健康管理ができるように支援する。

- ・頸動脈エコー・尿中アルブミン検査（個別対応）

特定保健指導の積極的支援該当者等に動脈硬化の状態を確認するための検査を行い、医療機関への受診や生活習慣等の改善につなげる。

- ・自己負担金

糖負荷試験検査 2,200円、頸動脈エコー・尿中アルブミン検査 1,800円

④ 健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりの取組を進めるため、各種健康診査の受診や健診結果説明会、健康に関する講座等への参加にポイントを付与し、市温浴施設の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品を贈呈する。

⑤ 健康DX事業

マイナポータルでの健診結果を活用する仕組みを構築し、健診結果の可視化を行い、市民自身が身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、機能を通じてより健康な状態で生活できるよう支援する。

(4) 人間ドック健診費用助成 9,584

被保険者の健康増進を図ることを目的に、35歳以上の人を対象に受診費用の一部を助成する（助成額：10,000円）。

受診率の向上に向け、令和2年度から令和4年度までの間に受診歴がある人へ受診勧奨を行う。

区 分	内 容
助成対象者	35歳から74歳までの国民健康保険被保険者
受診期間	4月から翌年3月まで
受診場所	市が指定した健診実施機関 9か所（市内5か所、市外4か所） その他健診実施機関

（単位：件、千円）

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
助成件数	1,884	1,945	2,015
助成総額	8,380	8,673	8,956

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第8号
提出課	国保年金課

令和5年度上越市後期高齢者医療特別会計予算の概要

1 事業の目的

高齢期における適切な医療を確保するとともに、健康診査等を実施し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と運営に係る事務を分担し、市は保険料の徴収、各種申請受付及び被保険者証の引渡しなどの業務を確実に実施する。

2 事業の概要

(1) 後期高齢者医療保険料

- 令和5年度の後期高齢者医療保険料は、団塊の世代の後期高齢者への移行に伴う被保険者数の増加により、被保険者数を34,220人と推計し、予算額を18億5,132万円、対前年度比8,360万円の増と見込んだ。
- 保険者である広域連合において、令和4年度の保険料率見直しの結果、料率を据え置き、2年間は同じ保険料率とされていることから、令和5年度の保険料率は据え置かれる。
- 収納率の向上を図るため、令和5年度も引き続き新規加入者へ口座振替を促すとともに、督促状発送前の事前通知を行い、新たな滞納者の発生防止に努める。

(2) 保険給付

保険給付費は、被保険者数の増加を踏まえ、対前年度比8.5%増の240億3,027万円を見込んだ。

(3) 保健事業

- 後期高齢者の重症化予防に向け、高血圧等の生活習慣病で重症化する恐れのある被保険者への訪問等の個別保健指導を実施するほか、地域の高齢者を対象とした生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室、健康相談を実施し、健診の受診勧奨や生活習慣の改善を支援する。財源は、広域連合の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を活用し、健康づくり推進課の事業（一般会計）で実施する。
- 高齢者歯科健診を実施し、全身疾患の予防に努めるとともに、自主的な歯科健診の受診や口腔内ケアの重要性の意識啓発を図る。
- 人間ドック健診費用の一部助成について、広域連合の特別対策補助金を引き続き活用して実施する。

3 令和5年度当初予算

(1) 予算額内訳

○ 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度当初予算額		比較増減	
			構成比		対前年比
1 後期高齢者医療保険料	1,767,716	1,851,320	77.1	83,604	4.7
現年度分	1,762,716	1,846,320	76.9	83,604	4.7
滞納繰越分	5,000	5,000	0.2	0	0.0
2 使用料及び手数料	100	100	0.0	0	0.0
3 繰入金	514,408	535,984	22.3	21,576	4.2
保険基盤安定繰入金	476,848	497,667	20.7	20,819	4.4
事務費繰入金	37,560	38,317	1.6	757	2.0
4 繰越金	1	1	0.0	0	0.0
5 諸収入	13,600	12,829	0.6	△771	△5.7
合 計	2,295,825	2,400,234	100.0	104,409	4.5

○ 歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度当初予算額		比較増減	
			構成比		対前年比
1 総務費	46,791	46,573	1.9	△218	△0.5
一般管理費	27,835	23,220	1.0	△4,615	△16.6
人間ドック費用助成	2,629	5,872	0.2	3,243	123.4
歯科保健事業	3,619	4,327	0.2	708	19.6
徴収費	12,707	13,153	0.5	446	3.5
滞納処分費	1	1	0	0	0.0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,244,565	2,348,988	97.9	104,423	4.7
後期高齢者医療保険料分	1,767,717	1,851,321	77.1	83,604	4.7
保険基盤安定繰入金分	476,848	497,667	20.7	20,819	4.4
3 諸支出金	4,469	4,673	0.2	204	4.6
合 計	2,295,825	2,400,234	100.0	104,409	4.5

(2) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
保険基盤安定繰入金	462,342	479,686	497,667
事務費繰入金	46,236	37,289	38,317
合 計	508,578	516,975	535,984

4 加入者（被保険者）の推移

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
被保険者数	32,265	32,206	31,939	32,828	34,220
障害認定者	299	322	311	310	310

※被保険者数は、3月末から翌年2月末までの年間平均

5 令和5年度に予定される後期高齢者医療制度の改正内容

○ 保険料の軽減判定所得基準額の見直し

後期高齢者医療保険料の均等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直すもの。

軽減割合	現在の要件	改正後要件
7割	基礎控除 43 万円 +10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下	変更なし
5割	43 万円+ (28.5 万円×被保険者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43 万円+ (29 万円×被保険者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	43 万円+ (52 万円×被保険者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43 万円+ (53.5 万円×被保険者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与の収入額（専従者給与を除く）が 55 万円を超える者、または公的年金の収入額が 65 歳未満で 60 万円を、65 歳以上で 125 万円を超える者をいう。

※ 波線部の計算は、給与所得者等の数が 2 以上の場合に計算する。

<影響人数・影響見込額>

軽減割合	影響人数	影響見込額
2割軽減→5割軽減へ	86人	1,737千円
軽減なし→2割軽減へ	114人	921千円
合計	200人	2,658千円

※令和4年11月25日時点での試算

6 後期高齢者医療保険料

(1) 保険料率

保険者である広域連合において、2年に一度保険料率の見直しを実施しており、国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて、保険料率の算定を行った結果、剰余金の投入により、令和4年度及び令和5年度の保険料率は、据え置くこととされた。

<保険料率の変遷>

区分	令和4・5年度	令和2・3年度	平成30・31年度	平成28・29年度まで
均等割額	40,400円(据置)	40,400円	36,900円	35,300円
所得割率	7.84%(据置)	7.84%	7.40%	7.15%

<高齢者の医療費の財源>

高齢者の医療費の財源は、5割を公費、4割を後期高齢者医療制度以外の保険加入者の保険料、残り1割を被保険者が保険料として負担する。

公費負担 5割			後期高齢者交付金 4割		保険料 (高齢者 負担率) 1割
国 [3/6]	調整交 付金 [1/6]	県 [1/6]	市町村 [1/6]	74歳までの人からの支援金 (後期高齢者医療制度以外の保険加入者)	

(2) 収納対策

① 収納体制

- ・収納課と連携し、引き続き適正かつ効果的・効率的な滞納整理を実施し、保険料収納率の向上を図る。
- ・予定収納率 99.66%（現年度分）

② 納付相談の実施と柔軟な対応

- ・短期証対象者の納付相談や収納課の一斉催告と納付窓口開設など双方の取組において情報共有を行うとともに、滞納者の状況に応じて柔軟な対応を図る。
- ・新たな滞納者を防ぐため、督促状発送前の事前通知や新規未納者への制度説明による納付の勧奨など、きめ細かな対応を継続していく。

③ 口座振替率の向上

- ・収納率の向上には口座振替の利用率を高めることが有効であることから、引き続き口座振替手続の勧奨を行い、収納率の向上を図る。

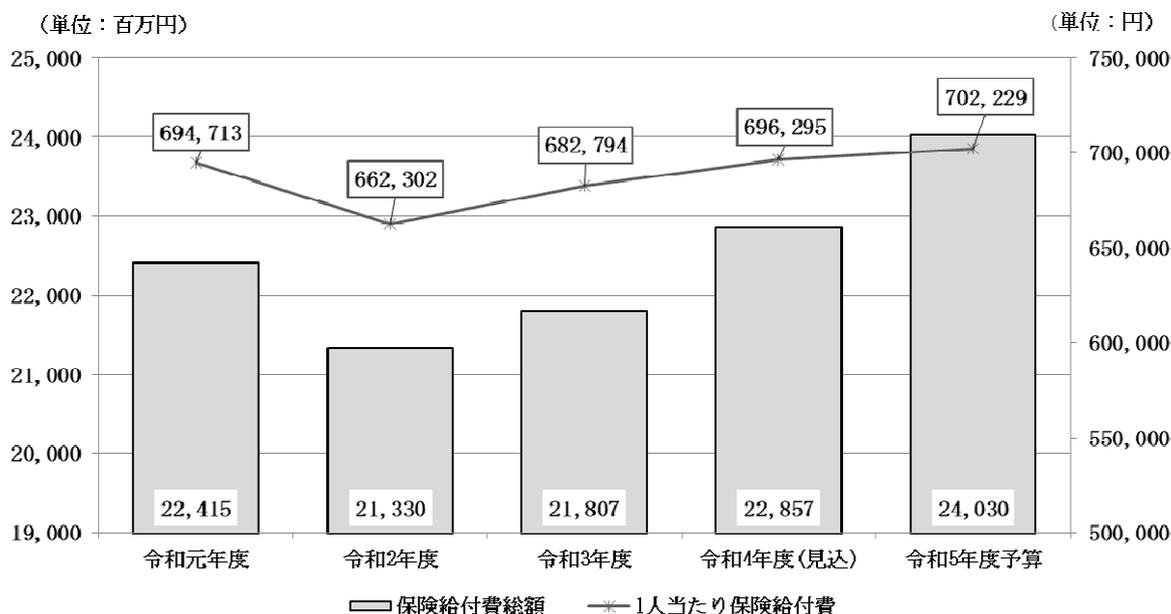
(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
口座振替率	78.5	79.0

※本算定時の口座振替率

7 保険給付

(1) 保険給付費総額と1人当たり保険給付費の推移



< 保険給付費総額・1人当たり保険給付費 >

	令和3年度	令和4年度 実績見込み	令和5年度 予算
被保険者数 (人)	31,939	32,828	34,220
保険給付費総額 (千円)	21,807,773	22,857,972	24,030,276
1人当たり保険給付費 (円)	682,794	696,295	702,229

8 保健事業

令和5年度も引き続き「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取組として、高齢者の健康課題の把握を行い、庁内外の関係者間で健康課題の分析や共有、既存の関連事業との調整、医療関係団体との連携を進め、切れ目ない支援を実施していく。

(1) 訪問指導事業

高齢者の重症化予防に向け、健診結果からハイリスク者を抽出して訪問し、健診結果や生活実態を踏まえた保健指導を実施し、高齢者の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図る。

(2) 生活習慣病予防対策事業

生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室・健康相談を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図る。

(3) 後期高齢者歯科健診事業

高齢者の口腔内機能を維持することにより、全身疾患の基となる糖尿病や動脈硬化に伴う心疾患、誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、定期受診や口腔内ケアの重要性について意識啓発を図る。

対象者：後期高齢者医療被保険者のうち、76歳と80歳になる人

区 分	令和3年度	令和4年度 見込み	令和5年度 予算
対象者	3,764人	4,435人	5,369人
健診受診者	1,047人	1,286人	1,557人
受診率	27.8%	29.0%	29.0%

(4) 人間ドック健診費用助成

高齢者の健診受診の選択肢を維持し、人間ドックを含む定期健診により、疾病の早期発見や早期治療による重症化予防を図ることを目的に、健診費用の一部を助成する。

区 分	内 容
助成対象者	後期高齢者医療被保険者 580人
受診期間	4月1日から翌年3月末日まで
助成額	10,000円
助成要件	受診日現在、市内に住所のある人 ※後期高齢者健康診査を受診した人、他制度の助成適用者を除く。

※令和3年度：232人、令和4年度見込み：400人

[参考] 後期高齢者医療制度関係予算の会計間・団体間の関連

